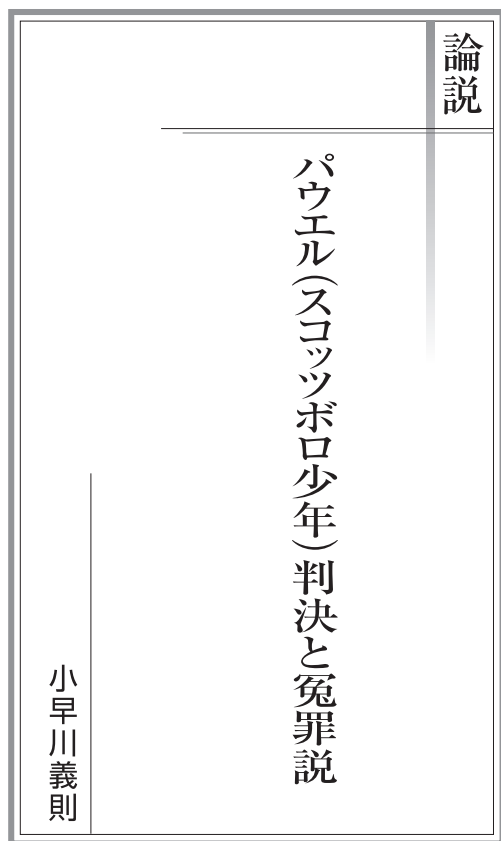




I はじめに

1791年制定の合衆国憲法第5修正は「何人も……法の適正な手続によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない」と規定し、何人に対してもいわゆるデュー・プロセスを保障しているが、それはあくまでも連邦政府への規制にとどまる。これに対し、1868年に制定付加された第14修正のデュー・プロセス条項は「いかなる州も法の適正な手続によらずに何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない」と規定し、州政府をも規制する。しかし合衆国最高裁はその後も従前の連邦主義の観念に固執し、州の刑事司法への合衆国憲法による介入を認めず、ほぼ60年間にわたり州の刑事手続における個人の権利侵害の申立てをすべて退けてきた。¹⁾ このような“石器時代”の幕引きの先駆けとなり、現代の憲法的刑事訴訟法（the modern law of constitutional criminal procedure）の到来を告げたのが「第14修正のデュー・プロセス条項は州の刑事訴訟における弁護人依頼権を含むと解した」1932年のパウエル判決²⁾である。

このパウエル判決は、スコッツボロ少年事件（Scottsboro boys）として知られるが、黒人少年多数による白人女性強姦事件に関して、わずか1日の裁判で被告人9人全員が、1人を除き、死刑判決を言い渡された事案につき、被告人らは手続の最も重要な時期すなわちアレインメントから公判開始時までには弁護人の効果的な援助を受けておらずデュー・プロセスに違反するとしたものであり、弁護人依頼権の実質的保障に踏み切り“憲法的刑事訴訟法”の到来を告げた合衆国最高裁判例として著名で弁護人の役割の重要性を強調したサザランド裁判官執筆の法廷意見の有名な一文は今日に至るまでアメリカの代表的体系書においてしばしば引用されている³⁾。そして筆者も“すべての刑事訴追において、被告人（the accused）は……自己の防御のために弁護人の援助（the assistance of counsel for his defense）を受ける権利を有する”と定める合衆国憲法第6修正の弁護人依頼権とデュー・プロセスとの関係を解明する研究の一環としてパウ

- I はじめに
- II 冤罪説の根拠
 - 1 最後の被告人（要旨）
 - 2 問題点
- III アラバマ州最高裁有罪維持4判決
 - 1 パウエル（ほか4名）判決（1932年3月24日）
 - 2 ウィームズ（ノリス）判決（1932年3月24日）
 - 3 パタソン判決（1932年3月24日）
 - 4 ノリス判決（1934年6月28日）
- IV 合衆国最高裁原判決破棄3判決
 - 1 パウエル判決（1932年11月7日）
 - 2 ノリス判決（1935年4月1日）
 - 3 パタソン判決（1935年4月1日）
- V むすびとして
 - 1 関連判例のまとめ
 - 2 問題点の検討

エル判決を紹介したところ、全く思いがけなくも「無根の事実」による「冤罪事件」であるとの記述に接した。「1931年、アラバマ州で2人の白人女性が強姦されたという無根の事実で9人の黒人少年が起訴され…、最終的に死刑が執行されることはなかったが、この9人の拘禁の合計は104年に及んだ」として、「サッコ＝バンゼッチ事件、ローゼンバーグ夫妻事件、スコッツボロー事件等、その名が日本にまで轟いている誤判、冤罪事件がある」との記述に接したのである⁴⁾。

パウエル判決後の州最高裁での再度の有罪判決が合衆国最高裁ノリス判決（後出）によって、大陪審および小陪審での黒人排除が第14修正によって保障されている“法の平等保護（the equal protection of the laws）違反とされた結果の長期裁判であることを知り放置しつつ冤罪説を気にかけていたところ、日頃から重宝している松村赳＝富田虎男編著『英米史辞典』（研究社、2000年1月）でスコッツボロ事件は「人種的偏見にもとづく冤罪事件の顕著な例である」との解説⁵⁾に接するなどしたため新たに興味を掻き立てられたのである。

本稿は、このような経緯ないし問題意識の下に、ひとまず“冤罪”説の根拠を検討した上でパウエル判決に至るアラバマ州最高裁判決およびその後の合衆国最高裁判例を精査することにより、“冤罪”説の問題点をいささかなりとも解明しようとするものである。

Ⅱ 冤罪説の根拠

前述の英米史辞典はその性質上当然とはいえず、冤罪の裏付けとなる具体的資料を明示していないが、前出西野論文では、スコッツボロ事件等に対する著者の認識は、「小比木真三郎『フレームアップ——アメリカをゆるがせにした四大事件——』（岩波新書、1983年）、前掲（注84）American Justice, Vol. Ⅲ, 687, 693, 703 及び H. A. Bedau & Radelet, Miscarriages of Justice in Potentially Capital Cases, 40 Stanford L.Rev. 21, (at 148, 157-158) による」と明記されていた。そこで簡単に入手できた上記岩波新

書と後者の論文を一読したところ、前者はサッコ＝バンゼッチ事件とローゼンバーグ夫妻事件ほか2件を取りあげたもので、「経済大恐慌とニュー・ディール時代の1930年代における事件としては、スコッツボロー事件（1931年アラバマ州で、9人の黒人少年が2人の白人少女を強姦したとの理由で裁判にかけられ、13歳の1人を除く8人が死刑を宣告されたが、救援運動の高まりの結果、裁判が何度もやりなおされ、1937年に4人が釈放されたのち、残り5人も1948年までに自由の身になる）をあげることができる。」（200頁）と指摘されているにすぎなかった。

そして後者ではじめて判例と参考文献を引用した次のような指摘に接した。すなわち、モンゴメリー、ノリス、パタソン、パウエル、ロバソン、ウィームズ、ウィリアムズ、A・ライト、およびR・ライトの9人（スコッツボロ少年、すべて黒人）が1931年アラバマ州で2人の白人女性を強姦したとして起訴され、すべて白人から成る陪審によって審理され、R・ライトを除く全員が死刑を言い渡された。上告審で再公判が命じられた。Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932)。“被害者”の1人の「攻撃は決して行われなかった（never occurred）」との証言にもかかわらず、パタソンは再び有罪とされ、死刑を言い渡された。その後間もなく、公判裁判官は評決および量刑を破棄し、第3回目の公判を命じた。パタソンとノリスは再び有罪とされ死刑を言い渡された。上告審で再公判は陪審からの黒人排除を理由に破棄された。Norris v. Alabama, 294 U.S. 587 (1935) ; Patterson v. Alabama, 294 U.S. 600 (1935) をも見よ。1936年にパタソンは再び有罪とされ、75年の刑を言い渡された。パウエルに対する強姦の告発は後に取り下げられたが、彼は保安官への暴行で20年の刑を言い渡された。1937年に、ノリスは再び有罪とされ死刑を言い渡された、A・ライトは再び有罪とされ99年の刑を言い渡され、ウィームズは再び有罪とされ75年の刑を言い渡された、そしてR・ライト、ウィリアムズ、モンゴメリー、およびロバソンに対する告発（charges）は取り下げられた。1938年にノリスの刑は終身

刑に減刑された。ウィームズは1943年に仮釈放（paroled）され、ノリスとA・ライトは1944年に仮釈放された。パウエルは1946年に仮釈放され、そしてパタソンは1948年に逃亡した。「9人は決して起こったことのない（never occurred）犯罪で合計104年間刑務所で過ごした。」1976年にアラバマ州は「唯一生き残っている被告人ノリスに、彼（および彼の共同被告人）の無実の証拠に基づいて（based on evidence of his（and his co-defendants'）innocence）無条件の恩赦（pardon）を認めた」との指摘（at 148）に接したのである。

このような記述だけではもちろんスコッツボロ事件が無根の事実に基づく冤罪であることが確証されたことにはならない。ただ、同論文は脚注に、一般的な参考文献として、D. Carter, *Scottsboro : A Tragedy of the American South* (1969) ; C. Norris & S. Washington, *The Last of the Scottsboro Boys* 249-55 (1979) ; H. Patterson & E. Conrad, *Scottsboro Boy* (1950) ; W. White, *A Man Called White* 125-33 (1948) の4点を挙げていた。いずれも原文は入手できなかったが、名城大学付属図書館の藤原麻衣子さんのご協力でC・ノリスとS・ワシントン共著（前出）の翻訳として伊佐千尋＝伊佐敦共訳『最後の被告人——スコッツボロ事件』（文芸春秋、1990年）のあることを知った。そして同書まえがきで「1976年11月29日、アラバマ州はクラレンス・ノリスの無罪決定に基づく無条件赦免に同意した。40年以上前のスコッツボロ・ボーイズが有罪とされた同じ証拠により、9人の無実の若者達を処刑しかけた事実を、アラバマ州はついに認めたのである」とした上で、「彼（ノリス）とのインタビューをテープにとって分析し、原稿を編集した」共著であることを知ったのである。

以下、ひとまず同翻訳書に従ってスコッツボロ事件の全体像を概観しておく。C・ノリスが何度も死刑判決を宣告され、長期間刑務所で過ごしたのは「無根の事実」による冤罪であったかどうかはともかくとして、関係者が錯綜している「スコッツボロ事件の冷静な全体像」（ま

えがき）を把握した上で関連判例で問題点を理解するのに有益であることは間違いないと思われるからである。ちなみに、前出『*Scottsboro Boys*』も元被告人H・パターソンが「あるジャーナリストの助けを借りて」書いた自伝であるという。⁶⁾

1 最後の被告人（要旨）

本書は全15章（全262頁）から成るが、とくに関連判例を理解する上で有用と思われるところに限定し、ほぼ訳文に即してその要旨を紹介しておく。

（1）**事件の発端** 私（ノリス）がテネシー州チャタヌーガでメンフィス行きの貨車に乗ったのは1931年3月25日のことだった。テネシーからジョージア、アラバマへ延び、またテネシーへ帰ってくる南部の主要幹線だ。列車が進むにつれ、途中から続々とホボ（浮浪者）たちが飛び乗ってきた。黒人もいれば白人もいた。しばらく経ったころ、白人が黒人に向かって砂利を投げ、騒ぎ始めた。「おめえらニガードもはみんな降りろ、さっさと消え失せろ！」

頭がどうかしていたに違いない。何も見えない荒野のど真ん中で、みな無賃乗車のくせに、こいつら貧乏白人どもはまるで列車をわが物顔に勝手に振る舞う。私は降りるつもりはなく、他にも同じ気持ちの連中がいた。「白人たちと殴り合いになり、血まみれになった。めちゃくちゃにやっつけ、列車から追い出してやった。降りたがらない奴は、放り出した。列車はかなりのスピードで走っていたから、地面に落ちるところころ転がっていった。1人だけ残したのは、列車があまりに速くなって危なかったからだ。そうとう痛めつけてやったが、仕掛けてきたのは彼らの方だ。」殴り合いの後、はじめに坐っていた線路の枕木を積んだ貨車へ戻った。

ときどき、列車は水を補給するために停車した。アラバマのペイント・ロックという小さな信号駅にとまったときにも、何も気にとめていなかった。しかし、ふと見上げると、線路に沿って大勢集まっている暴徒の群れが目に入った。みな手に手に棒、ピストル、ライフル、シ

ョットガン、およそ殺人に必要な道具はすべて持っていた。列車から放り出してやった連中の顔も見えた。群衆は列車を取り囲み、私たちをむりやりに下車させた。押したり突き飛ばしたりしながら、ビルの前へ連れて行き、一列に並ばせた。周囲は白い顔の海、彼らは口々に叫んだ。「こん畜生ら、黒のサナバビッチどもをさっさと吊るしちゃうぜ。さあ、ロープをもってこい！」

制服を着た2人の男がいた。警察官、消防士、兵隊、何だったか知らないが、私たちの命を助けてくれた。2人は白人の若者たちに、殴り合いに加わっていたのは誰かと尋ねた。みんなそうだと、彼らは答えた。制服の2人が言った。「よし、留置場へ連れて行こう。」誰かがスクール・バスを運転してきた。私たち9人の黒人はいったん外された手錠をまた掛けられ、全員が1つに繋がるようロープが通された。バスに乗せられ、他に白人たちも乗れるだけ乗り込んできた。いちばん近くにあるアラバマ州スコッツボロ留置場へ連れて行かれた。私たちが「スコッツボロ・ボーイズ」と呼ばれるようになったのは、それからだ。

私たち9人だけが大きな檻に入れられ、白人のホボたちもどこか別へ留置された。そこで、私は初めて残りのスコッツボロ・ボーイズと知り合った。4人はチャタヌーガの出身で、友だち同士だった。ライト兄弟（R・ライトとA・ライト）、ウィリアムズ、パターソンだ。パウエル、モンゴメリー、ウィームズ、ロバーソンと私はジョージアの各地方の出だ。モンゴメリーは盲目に近く、ほとんど何も見えないから、杖なしには歩けなかった。ロバーソンは身動きできないほどの重病だった。梅毒に冒されていて、陰部が普通の倍の大きさに腫れ上がっていた。身体もそこら中、痛みを感じていた。この2人の誰も、殴り合いには加わっていなかった。

私たちがみな死ぬほど怖かったのは、当たり前のことだ。次に何が起きるのか分からなかった。その夜遅く、白人たちは留置場の外に集まり、私たちを罵り、叫び声をあげては怒鳴り散らした。「ニガーどもを、出せ！」そうしない

のなら、中に入って自分たちで連れ出すと言った。戸口に向かってなだれ込んだとき、保安官は銃を抜きながら言った。「中へ入ってきたら、頭をぶち抜くぞ。あっちへいけ」群衆はその言葉に逆上し、ものすごい騒ぎとなった。群衆は犬のように吠え、石を投げ、私たちを焼き出すと脅した。保安官がベン・ミラー知事に電話し、州兵を送ってくれと頼んだ。知事は時間をむだにしないかった。外で州兵の声が聞こえたのは、それから間もなくのことだった。やっとのことで州兵が群衆を追い払った後、彼らは留置場の外や町中いたところに駐屯した。その夜、私は一睡もできなかった。

翌日、檻から出され、一列に並ばされた。保安官が2人の女性を私たちの前へ連れてきて言った。「プライスさん、このニガーどものどいつがあなたをやったのですか？」彼女は列の前を歩き、指差した。「こいつに、こいつ、あいつ……」6人が選び出され、私も含まれた。彼らはもう1人の女性、ルビー・ベイツにも同じ質問をした。しかし、彼女は唇を結んだまま口を開かなかった。州兵の1人が言った「まあ、この6人がミス・プライスをやったのなら、残りがミス・ベイツをやったというのは理屈に合うな。」私たちはみな、いっせいに声をあげた。「俺たち、絶対そんなことやってないよ。」私は思わず嘘だと口を滑らした。瞬く間もなく、州兵が銃剣で私に打ちかかった。両手を上げて避けようとしたのだが、私の右手は骨まで切り裂かれた。「ニガー！」彼は怒鳴った。「きさま、白人女性にそんな口の聞き方していいのか、よく分かってるはずだぞ。」

これまでも恐ろしい目にはいろいろ遭ったが、今の気持ちに比べると何でもなかった。もし、白人女性が黒人に強姦されたと訴えたら、そいつは死んだも同然だということを私は知っていた。群衆はどんどん大きくなるばかりだった。保安官は安全のため、私たちをアラバマのギャッツデンに移した。スコッツボロでの裁判が開かれるまで、私たちはギャッツデンに留まった。

1931年4月6日、私たちは公判に出た。チャタ

ヌーガの黒人牧師のグループが50ドルを工面して、弁護士を雇ってくれた。裁判が始まる30分ほど前、私たちに会いにきた。S・ロディーという白人の男だった。彼は私たちを眺め、誰が強姦を働いたのか尋ねた。「今もし君らが本当のことを言えば」彼が言った。「何人かの命は救うことができるかもしれない。」私は弁護士がどうあるべきかは知らなかったが、この人は私たちにとって駄目だと思った。酒臭い息をしていたし、私たちと同じくらい脅えていた。法廷に入り、裁判官が私たちの弁護人かと尋ねたとき、彼は答えた。「必ずしも、そうではありません」

裁判は3日間つづいた。9人の男に対し、4回の審問が行われた。裁判の手順がどのようにして決められたのかは知らない。ウィームズと私が最初に、次にパタソンが1人で審問された。モンゴメリー、パウエル、ロバーソン、A・ライト、ウィリアムズはみな一緒に、B・ライトが最後だった。このときの裁判について、正直なところあまり覚えていない。裁判官はA・ホーキンス裁判官だった。あの2人の女性が証言台に立ち、証言したのは知っていた。彼女達は聖書に手を置いて誓い、そして嘘に嘘を重ねた。無蓋の貨物車の砂利の上で、2人を私たちが強姦したと言うのだ。そのため、ナイフで脅し拳銃で頭を殴ったと証言した。医者証人が2人いた。強姦されたという訴えの後、2人の女性を診察した。事件後30分ほどしてから検査し、体内に精液を認めたが、余り多くはなかった。傷や新しいあざなども発見できなかったと証言した。

R・ライトを除いて、全員死刑を宣告された。しかし、死刑にすべきかどうかで、陪審の評議が割れた。それで、彼の裁判だけ無効が宣言された。以後、彼は2度と法廷に立つことはなかったが、1937年に釈放されるまで、バーミンガムのジェファソン郡監獄に6年間身柄を留められた。彼は13歳だった。ホーキンス判事は、1931年4月9日、私たちに判決を言い渡し、キルビー監獄において、1931年7月10日の金曜日、被告人たちを電気死刑に処す」と宣告した。

何日か過ぎたころ、2人の男が私たちに面会を求めた。2人はJ・ブロードスキー、A・タウブという名のニューヨークからきた白人の弁護士だった。国際労働者弁護協会（ILD）に関係していることも知らされた。電気椅子のことは心配すると言われ、何百もの人たちが釈放に努力していると聞かされたときは、気分がだいぶ楽になった。弁護をしてほしいかどうかを尋ねられた。逮捕されてから、はじめて外から温かい言葉を聞かせてくれたのが、この2人だった。彼らのような白人には、まだ会ったことがなかった。私たちは、2人の弁護士に助けを必要とし、私たちにしてくれることは全部してほしいと答えた。（10－20頁）

(2) **NAACP対ILD** 全米黒人向上協会（NAACP）は、私たちが逮捕されたころ、アラバマ州にいくつか支部を持っていた。新聞は南部女性の香り高い白い花——ヴィクトリア・プライスとルビー・ベイツ——を陵辱した9人の黒い悪魔の所業をわめき立てていた。私たちは自分たちの弁護をILDのJ・ブロードスキーとA・タウブの2人に任せることに同意した。ILDは共産党の組織だったので、非難の声が囂々とあがった。ニューヨーク市のNAACPの幹部W・ワイトは1931年5月、面会にきた。彼は、私たちがILDの弁護士連に弁護を委ねるのならば、破滅だと言った。共産主義と黒人に対する偏見が二重になっては、電気椅子送りは保証されたも同然だというのである。そしてNAACPに事件を任せれば、われわれの命を救えると言った。書類を持参していて、署名を求めた。NAACPに事件を委任すれば、著名な弁護士、クラレンス・グローが弁護人になると言った。

ILDあるいはNAACPについて、私は何も知らなかった。得られる助力は誰からでもはしかった。私とパウエル、ロバーソン、ウィームズの4人は署名した。残りの連中はしなかった。後に弁護を引き受けたサミュエル・S・レイボウィッツは有能な合衆国一番の刑事弁護士で、ギャングたちの弁護士でもあり、まだ1度も負けたことがない。アル・カポネも彼の依頼

人の1人だった。1932年5月13日、I L Dは偉大な憲法学者の1人、ウォルター・ポラックに弁護を依頼し、事件を合衆国最高裁判所へ上告した。6ヵ月後の1932年11月7日、「パウエル対アラバマ」の歴史的な判決に基づいて、また新たな審理が認められることになった。法廷意見は被告人たちの憲法上の権利が「適法手続き」にもとり、法の下における平等の権利の保障条項に違反するというものであった。下級審判決は、私たちがスコッツボロで適正な弁護を得られなかったことを理由に、破棄されたのである。(52-56頁)

(3) **ホートン判事** サミュエル・レイボウィッツは事件の弁護を彼だけの費用で引き受けてくれた。私に会い、私たちの無実を信じてと言った。私たちが無実ということは、ヴィクトリア・プライスとルビー・ベイツが嘘をついていることになる。彼は彼女ら2人の過去を調べてみることにした。その結果、この女たちは売春婦だと断言する人々から証言録取書や宣誓供述書を得た。私たちが貨物列車からほうり出した白人少年の1人、レスター・カーターも見つけ出した。彼は私たちが逮捕される前の晩、もう1人の少年といっしょにホボ・ジャングルでヴィクトリアとルビーを相手にそれぞれセックスをしたと誓った。列車に残した白人の少年オーヴィル・ギリーが、誰もあの白人女たちを強姦したものなどいないと彼に話したという事実も証言した。ヴィクトリア・プライスがある妻帯者と私通して服役した過去も明らかになった。車両が87もある列車の模型が作られ、証拠として申請された。新たな裁判に備えて、準備は徹底的で広範囲にわたった。レイボウィッツは万全を期していた。

裁判はディケーターで1932年3月に予定されていた。レイボウィッツが裁判地の変更を求め、うまく認められたのだ。判事のジェームス・エドワード・ホートンは廷内の秩序を守った。全員を席につかせ、騒音は許さなかった。傍聴人も行儀の悪いのはほうり出した。パターソンが最初、法廷に立たされた。レイボウィッツは冒頭、1931年に提起された公訴の棄却を申し立て

た。破棄されるべき理由として、大陪審に黒人が1人も選定されていなかったこと、これは憲法第14修正に規定される公民権の侵害に当たるとした。ホートン判事はこの申立てを却下した。レイボウィッツはそこで、モーガン郡の陪審員名簿の提出を求めた。名簿に黒人が1人も含まれていない事実を明らかにすれば、その後の裁判はみな違憲となるだろう。彼は却下を申し立て、立証の一環として、アラバマで黒人が陪審に選ばれたことなど見たことも聞いたこともないという証人たちを喚問した。

ヴィクトリア・プライスが検察側の最初の証人だった。証人席で彼女はまた嘘を並べ立てた。医師も証言した、検察側はさらに強姦を目撃したと宣誓する証人を何人も法廷へ送り込んだ。列車が通過したとき、彼らは畑や干草置き場、戸口などに立っていて、私たちが2人の女性を強姦するのを自分の目で見たと証言した。レイボウィッツは、彼らがそのようなことを目撃しながら警察に知らせず、なぜそのまま仕事にもどったのかその理由を尋ねた。そして写真を示し、その位置からは彼らの目撃証言が物理的に不可能なことを明らかにした。

裁判のハイライトは、ルビー・ベイツの証言だった。彼女は弁護側の証人として、最後に入廷した。良心にとがめられ、心を入れ替えたと言った。強姦された事実はなく、ヴィクトリアも同じだと誓った。この証言には、法廷にいた誰もが興奮した。検察官のナイト法務長官は腹を立てルビー・ベイツが買収されていると非難した。しかし、彼女は証言を変えなかった。

陪審員たちは評議室に24時間近くいた。私たちは最初これはいいしるしだと思った。彼らは大きな笑みを浮かべながら、法廷へ帰ってきた。パターソンを有罪と認め、電気椅子による死刑を答申した。しかし、死刑の執行は弁護側の再審の申立てにより、停止された。ウィームズが次に裁判をうけるはずだった。ホートン判事はウィームズが残った私たちの裁判を「地元市民の激情が沈静されるときがくるまで」延期した。(58-60)

1933年6月22日、弁護団はホートン判事にパ

ターソンの再審を申し立てた。判事は新たな裁判を命じ、証拠の証明力は有罪認定を導き出すに足るものではないとの理由を挙げて、長い意見書を同日発表した上で、「以上述べたように、被害者の証言が外観的にも蓋然性と信用性に欠け、とくに他の証拠と矛盾するとき、法は被告人を確証なしに有罪とすべきではないと明言している。本件における被害者の証言は、確証がないだけでなく、外観的にも蓋然性に欠け他の証拠と矛盾し、むしろ被告人に有利なものである。従って、本件に関する申立てを認めるのは法廷の義務である」と述べ、「被告人に死刑を宣告した本件判決および陪審の答申を無効とし」再審理を命じると結論した。(60-70頁)

(4) カラハン法廷 1933年11月、パターンソンはW・カラハン判事の前で3度目の裁判にかけられた。この判事は、はなっからの人種差別主義者だった。法衣もどうせならKKK団(Ku klux Klan)のものの方がよかつただろう。私たちが無罪であろうと有罪であろうと彼には問題でなく、最初から電気椅子送りを決めていた。彼はそのことを隠さなかった。裁判をできるだけ早く片付けたかった。州はすでに「十分過ぎるほどの時間と金をこの裁判に浪費してきた」とも言った。レイボウィッツには、この裁判は3日以上つづけたくないと釘を刺した。報道陣は彼に「スピーディ・カラハン」と渾名をつけた。

レイボウィッツが裁判地の変更を申し立てたが、却下された。次に、ジャクソン郡の陪審員名簿に黒人が1人も載っていないことを理由にスコッツボロで提起された公訴の棄却を申し立てた。カラハンは陪審委員会の委員長に陪審員名簿を法廷へ持参させ、氏名と人種を読み上げさせた。少なくとも10人の黒人の名が読み上げられたとき、みな驚かされた。レイボウィッツは筆跡の鑑定人と呼び、名簿を検査させた。鑑定人は証言に立ち、名簿は不正に変更され、黒人たちの名は偽名であると証言した。しかし、カラハンは陪審委員会を紛糾させるだけだと述べて、公訴棄却の申立てを却下した。パターンソンは有罪と認められ、死刑を宣告された。

次は私の番だった。裁判は1933年12月2日に始まった。陪審員はまるでリンチの暴徒——嗅ぎ煙草臭い、そいつをぐちゃぐちゃ噛みながら、泥だらけの靴をはいてオーバーオールを着た貧乏白人ども——の群れだった。みんなと同じように、私も有罪になるのは目に見えていた。裁判はごまかしだった。州は私の命を奪うための儀式をやろうとしているだけのことだった。レイボウィッツは、しかし、虎のように闘い、持てる力を全てぶつけた。貨物列車の模型を作らせて、それが法廷での主な証拠物件だった。ヴィクトリア・プライスには責任を徹底的に追及し、2日間も証言台に釘づけにした。彼は南部の人種差別主義者たちに弁護士がいかにあるべきか見せてやった。そして、弁論を終えたとき、奴らは初めて戦争に巻き込まれていることに気づいた。

カラハン判事は陪審員たちに有罪の答申を望んでいることをはっきりさせた。裁判の手続きにレイボウィッツが異議を唱えるたび、みな却下し、その代わりナイト副知事にはなんでも好きなことをさせた。彼の異議申立ては裁判の間中みな認めた。レイボウィッツはヴィクトリア・プライスが何度も矛盾したことを証言するまで追い詰めた。(74-76頁)

判事とレイボウィッツがどのような姿勢と作戦でこの裁判闘争を展開したか、次はその訴訟記録の一部だ。

ヴィクトリア・プライスは、州側の証人として、次のように証言した。すなわち、私の名はヴィクトリア・プライスです。私はアラバマ州ハンツヴィルに住み、1931年3月25日にもそこに住んでいました。1931年3月25日、私はアラバマ州スティヴィンソンから南部鉄道に沿ってアラバマ州ジャクソン郡を抜け、同じくアラバマ州ベイント・ロックまで走る貨物列車に乗っていました。列車がスティヴィンソンに着いたとき、ルビー・ベイツも私といっしょに乗っていました。列車がスティヴィンソンを出発し、ベイント・ロックの方へ向かったとき、私はゴンドラ・カーに乗っていました。ルビー・ベ

ツと白人の男たち数人が私といっしょでした。貨車にはチャートと呼ばれる碎石が積まれていました。上までいっぱいになるには、1フィートから2フィート間がありました。そのとき、私はこの被告人、ノリスを見たのです。スティヴィンソンとペイント・ロックの間を走っていたその列車の上で彼を初めて見たとき、彼らはボックス・カーを越えてきました、もう何人かの黒人といっしょに。憶えている限りでは、そのとき12人の黒人がいました。

問 男たちの誰かがピストル、あるいは銃などを持っているのを見ませんでしたか？

答 私の記憶では、2人がピストルを持っていました。この被告人がピストルを持っていたかどうかは、はっきりしません。ゴンドラへ乗ったとき、何人かは手にナイフを持っていました。はっきりとは言えませんが、ナイフをむき出しにしていたものもありました。誰かが白人野郎はみんな降りろと叫んだ後、貨車の上で、この男と残りの連中との間に、次のようなことが起きたのです。彼らはギリ以外の人種の男をみな放り出し、それから、私とルビー・ベイツを襲い始めたのです。彼らは私に手をかけました。そして、私が貨車から飛び降りようとする、私を殴り、1人が私の服を剥ぎとって、オーバーオールも……。私のオーバーオールを剥ぎとって、私を碎石の上へ放り投げ、1人が足を押さえ、1人はそこで私にナイフを突きつけ、そしてもう1人が私とルビー・ベイツを強姦しました。

問 この被告人は、あなたと性行為をもちましたか？

答 はい。(76-79頁)

次にレイボウィッツ氏による反対尋問の冒頭で、ヴィクトリア・プライスは次のように証言した。すなわち、私のほんとうの名はプライス夫人ではありません。プライスの妻ではなく、夫の名もプライスではありません。最後の夫の名はマクレンドンです。マクレンドン氏と結婚したのはアラバマ州のハンツヴィルです。この

強姦事件のどれくらい前だったかは分かりません。1年か2年以上は結婚していました。私はマクレンドンという姓をとらず、世間でも使ったことはありません。もう1人、夫がいました。彼の名はヘンリー・プレスリーでした。テネシー州で結婚しました。2番目の夫と結婚するどれくらい前に最初の夫と結婚したのか、はっきり憶えていません。2年くらいだったでしょうが、確かではありません。その2人の他に夫はいません。

問 あなたは「背徳行為」を働いて有罪になったことはありませんか？

裁判官 「レイボウィッツ氏、そのような質問はもう続けてはならない」(82-83頁)

E・ブリッジズ医師(弁護側証人)は宣誓の後、次のように証言した。

1931年3月25日、何らかのトラブルが発生したといわれる日、ヴィクトリア・プライス夫人を診察しました。最初、彼女にはスコッツボロの留置場で会いました。もう1人の女性ルビー・ベイツといっしょでした。人目につかず診察できるよう、私の診療所に連れてくるように言いました。ヴィクトリア・プライスが診察室にきたとき、彼女に服を脱ぐように言い、腰から下の衣類を取りました。脱衣後、診察を始めました。頭部に出血を伴う切り傷を発見した記憶はありません。顔面に打撲傷などありませんでした。唇が膨らんでいたり、腫れていた記憶もありません。見れば気づいたはずですが、そういったものに注意していたわけですから。「検査の結果はすべて記録しました。」(108-109頁)

陪審員は評決に達するまで12時間以上も法廷へ戻らなかった。陪審員はようやく評決に達した、それは死刑だった。レイボウィッツは激怒し、落胆していた。彼はパタソンと私の事件を上訴するため、他の裁判の延期を申し立てた。判事は同意した。1934年3月、アラバマ最高裁は私たちの事件を再び審問した。レイボウィツ

ツはジャクソン郡の陪審員名簿に載っていた黒人の名前は偽造されたものと問責した、事実、ジャクソン郡の陪審に黒人が関与することは許されていなかった。1934年6月28日、アラバマ最高裁は私たちの上訴を棄却、パタソンと私の電気椅子送りを8月31日と宣告した。しかし、この日程は合衆国最高裁への上告の間、取り消された。

1935年2月15日、合衆国最高裁はノリス対アラバマの事件を審問した。事件は3年にわたって争われた、レイボウィッツは黒人10人の名義偽造の証拠として、ジャクソン郡陪審員名簿を提出し、黒人は故意にアラバマの陪審員名簿から除外されておりスコッツボロで大陪審に起訴されて以来、私の憲法上の権利が侵害されてきたと訴えた。1935年4月1日、ヒューズ裁判長は判決をくださった。ジャクソン郡では過去60年にわたって大陪審にも小陪審にも黒人が関与していなかった事実は証拠の示すところであり、証拠に矛盾はないと判示した。陪審員名簿の黒人名は明らかに偽造されていた。判事は、その地方には多くの資格ある黒人、地主、学校委員その他多くが連邦裁判所で陪審員を勤めた事実を認めた。黒人の陪審関与を妨げることは、第14修正に規定される法のもとに平等に保護を受ける権利の剥脱を意味していた。要するに、私たちはみな違法に起訴されたということだった。裁判所は新たな審理を命じた。(139-141頁)

合衆国最高裁の最後の決定後、ヴィクトリア・プライスはふたたび宣誓し、私たちに対する新たな令状発付が必要となった。起訴に持ち込むためには、別の大陪審が陪審員名簿に載っている黒人も含めて招集されなければならなかった。1935年11月13日、大陪審は私たち9人全員に対して新たな起訴を答申した。14人の陪審員の中に1人だけ黒人がいた。ルビー・ベイツは大陪審の前では証言しなかったが、公判廷では彼女もヴィクトリア・プライスも強姦された事実はないと宣誓したにも拘らず、私たちはルビー・ベイツ、ヴィクトリア・プライス兩人強姦の罪をもって起訴された。あの黒人がどう投票したか知らないが、アラバマ州では起訴の答

申をするのに3分の2だけの一致があればよかった。(143頁)

(5) **五分五分のチャンス** 1936年1月6日、私たちのうち7人は罪状認否のため、ディケーターへ連れもどされた。カラハン判事の指揮でまた裁判にかけられるのはうんざりだった。弁護士たちは裁判地の変更を申し立てたが、カラハンによって却下された。1月20日、パターソンが4度目の裁判に立った。陪審員出頭令状で召喚されたものの中には黒人たちも混じり、それは一見に値した。新聞は歴史に残る出来事だと書き立てた。ほとんどの人が陪審員を勤められない理由を述べて免除された。検察官に忌避されて退廷して行った人もいた。弁護人はレイボウィッツとC・ワッツだった。トーマス・ナイトは今や副知事だったが、ローソン州法務次官とともに依然、事件の検察官を勤めていた。ヴィクトリア・プライスが証言台に立ち、またしても嘘をついた。(157頁)

(6) **最後の評決** 1936年12月、アラバマ州法務長官カーマイケルとナイト副知事はニューヨークでレイボウィッツに会った。彼らは逮捕されたとき病気だったモンゴメリーとロバーソン、いちばん年少のR・ライトおよびウィリアムたちに対する公訴の取り下げについて話し合った。残りのものはもっと軽い刑について有罪を認め、すでに服役した期間を判決に適用してもらおうということだった。間もなく私たちは釈放されると彼らは約束してくれた。しかし、地獄部判事カラハンを同意させることはできなかった。私たちは彼の法廷では強姦罪で審理されるのであり、それ以外はありえないと彼は言った。誰も頼みはしなかったが、犯してもいない罪に私たちが有罪を認めるわけもなかった。

1937年7月12日、私は最後の法廷に立った。レイボウィッツとワッツが弁護した。検察側は法務次官のローソン検事、スコッツボロで事件を起訴したジャクソン郡法務官のベイリーの2人だった。

天候はめちゃくちゃに暑かった。法廷はチーム・バスのように、ワッツ氏が倒れてしまった。レイボウィッツが1人で続けなければなら

なかった。彼はもっと別のアプローチを考えるべきだったという人が多かったが、私はそうは思わない。ヴィクトリア・プライスを嘘つきで、売春婦と呼んだとき、彼は真実を述べたまでだ。アラバマの陪審員は無知な人種差別者だと罵ったとき、彼は正しかった。私の弁護人として彼を誇りに思った。彼がそこでみんなに屈従していたとしても、結果はすべて同じだったろう。自分の職務を果たし、何度も私たちが無罪であることを証明した。私は彼に対し尊敬の念以外何もない。

ヴィクトリア・プライスが証言台に立ち、例の古ぼけた嘘を並べた。レイボウィッツが反対尋問をしたとき、情け容赦もなかった。子供でも彼女が嘘をついたとわかっただろう。彼女は矛盾した発言をし、二言目には「分かりません」「憶えていません」を繰り返した。レイボウィッツはヴィクトリアの人格に関し、2人の証人を申請した。彼女の故郷ハンツヴィルの保安官と、助手の2人だった。2人は10代のころからの彼女を知っていた。2人とも「彼女の言うことは一言も信用しない」「彼女は、完全に信頼できない」と証言した。

私の裁判は7月15日に終わった。陪審は評議にわずか2時間ほどしか費やさず、私を有罪と認めた。またしても死刑を宣告された。検察官は残りの裁判では死刑を求刑しなかった。A・ライトは99年の刑に処せられた。ウィームズは75年の刑だった。パウエルに対する強姦罪の起訴は取り下げられ、ブラロック助手襲撃の罪を認めて、彼は20年の刑を受けた。

レイボウィッツとローソンがカラハン判事の席の周りに集まったのは、7月24日のことだった。次に私の目に入ったのは、モンゴメリー、ロバーソン、ウィリアムズ、R・ライトの4人がレイボウィッツといっしょに法廷から歩み去る姿だった。彼らは2台の自動車に分乗してアラバマを去り、ニューヨークへ向かった。そのようにいとも簡単に、4人は釈放されたのである。「私にはまったく理由がわからず、誰も説明してくれなかった。しかし、私を死刑、他は長期の懲役刑で残し、4人を釈放するという取

り引きをレイボウィッツがアラバマ州と行ったことは明らかだった。どうしてそんなことが可能になったのだろうか？ 私たちはみな同じ罪で起訴され、いっしょに7年近くも地獄の苦しみを嘗めてきた。そしていきなり、4人だけが潔白で自由の身となれたのだ。信じることができなかった。私の生涯で最も悲しい日だった。最悪だったのは、誰も残った私たちに何の説明もしてくれなかったことだ。レイボウィッツも他の誰からも一言もなかった。」

「次の数日間、新聞はそのことでもちきりだった。誰が取り引きした？ いつ取り引きは行われたか？ 誰が釈放されるかどうして決めた？ 全員有罪か無罪かのどちらかではなかったか？ 法務長官は、残された5人は明らかに有罪だが、釈放された4人は誤認の犠牲者だったという声明文を出した。それが事実なら、なぜ彼らは6年半もぶち込まれていたのか？ もしヴィクトリア・プライスが何人かについて間違っていたというなら、その間、検察官は私と他のものについて間違いはないという彼女の言葉をどうして信じることができたのだろうか？ 私たちはみな同じ証拠をもとに起訴されたのだ。オジー（パウエル）は服役していたが、それは保安官補に対する傷害の罪であり強姦の起訴は取り下げられた。私たちのうち5人が強姦で無罪なら、4人が有罪であるわけではない。」（164－167頁）

アラバマ州最高裁判所は私の処刑を追認し、執行を1938年8月19日に決定した。同じ日の1938年6月16日、法廷はA・ライトとウィームズの懲役刑も確認した。アラバマ最高裁が1937年10月、パターソンの75年の刑を再審理しないことを決定していたので弁護士たちは合衆国最高裁には上告しなかった。また、もし私たちが自由への法的手段を使い果たしてしまい、まだ収監されていたら、グレーヴス知事がそのときは赦免してくれると約束していた。彼は私の死刑を7月5日、終身刑に減じてくれた。2週間ほどして、服役を始めるため私はキルビー監獄に移された。

チャーマーズ博士は、パウエル以外の全員が

1938年10月31日に釈放されるとの保証を知事から得ていた。6ヵ月間は仮釈放で、その後は自由になれるとのことだった。釈放後、無事アラバマを出られるよう、詳細な計画が立てられた。博士がその朝監獄まできて、モンゴメリーからアトランタまで運転手付きのリムジンで私たちと同乗し、そこで全員北へ向かう列車に乗り込む予定だった。特別室がアンディ（A・ライト）、チャーリー（ウィームズ）、ヘイウッド（パタソン）、そして私のために予約されていた。だが、こうした努力のすべては無駄であった。知事は私たちを赦免する気などまったくなかったのである。

10月29日（日曜日）、知事は執務室で私たちを一人ひとり面接した。私が最後だった。「1931年3月25日、君はあの貨物列車に乗っていたんだね?」「はい、そうです。列車の上の喧嘩に私も加わっておりました。」「その貨物列車の上で誰か女性を見かけなかったかね?」「いいえ」次の質問を私は待っていた。「他の少年たちがあの女性たちを強姦するのを君は見なかったかね?」「いいえ、見ておりません」「私は君を助けようとしているのだよ。私は君の命を救った。そうしなくてもよかった。君を電気椅子へ送らせることもできたのだよ」そこに立ったまま、私は一言も言わなかった。「君は私に事実を話していないと思う」「知事さん、私はほんとうのことを申し上げました。自分が助かるために、私は他のものについて嘘など言いません。そんなことは致しません」彼は私を房に連れもどすよう看守に命じ、近く連絡があるだろうと私に言った。

その晩、知事はチャーメーズ博士に電報を打ち、気が変わったので私たちを迎えにこないよう伝えた。新聞には、彼の談話が載っていた。私たちはみな彼に対する態度が生意気だったので、赦免を断ったとあった。

チャーメーズ博士は私たちの釈放嘆願をつづけた。エロノア・ルーズベルト夫人を通じて、博士は大統領にグレーブス知事をウォーム・スプリングスの自宅へ招待するよう説得した。知事は行かなかった。その結果、ルーズヴェルト

大統領は知事に書簡を送った。知事がこれなかったのは残念だったと述べ、知事が「明確に、そして確実に、残ったスコッツボロ少年達の刑を減じる」と約束した事実は広く知られていると指摘し、約束を破って「多くの友人を失う」ことを恐れる、と大統領は結んだ。アラバマ州知事は動揺しなかった。ヘイウッド（パタソン）は南部でもっとも酷いといわれるアトモア監獄へ移された。アンディ（A・ライト）、チャーリー（ウィームズ）、オジー（パウエル）、そして私はキルビー監獄の生活にもどった。（168－171頁）

（7） **雪辱** 不況の時代、貧しい白人がしていたように貨物列車に只乗りした以外、私は罪になるようなことは何もしていない。意地の悪い、偏見をもったクラッカーどもが、自分たちの方が私より上だと思いあがり、他の黒人たちといっしょに列車から放り出そうと決めた。彼らは簡単にできると考えていたのと思う。私たちに降りろと言い、私たちが穏便に従うものと思った。その命令に従わなかったとき、彼らは私たちに石を投げつけ、私たちもそのまま黙ってはいなかった。正々堂々と闘って彼らを列車からたたき出し、そして彼らは一番近くの保安官のところへ走り、生意気なニガーの一群のことを報告しに行った。

ヴィクトリア・プライスとルビー・ベイツは列車の別の箇所に乗っていたが、私はスコッツボロで強姦罪で訴えられるまで、2人を見たことがなかった。列車がペイント・ロックで停車したとき、彼女たちは暴徒に脅迫されたのと思う。そして、クラッカー（貧しい白人）たちの何人かに、ニガーどもが大勢乗っている列車で何をしていたのか、たぶん尋ねられたのだろう。同情を買うために、彼女たちは私たちを指差したのだ。ルビー・ベイツが真実を述べた後にも、ヴィクトリア・プライスは何年間も通して嘘を言いつづけた。（226－227頁）

2 問題点

このようにみえてくると、「最後の被告人」の問題点は明らかであり、要は“被害者”女性を

含めた目撃証人の信用性いかにあることは疑いない。被告人ノリスら多数の黒人すなわちスコッツボロ少年によって白人少年が1人を除き、貨物列車から追い出されたことには争いが無い、したがって、その後に貨物列車内で行われたとされる白人女性への陵辱が実は無根の事実であったのか、そして少なくともノリス自身はこのことに関与していなかったといえるのが争われたのである。

むろん、本書は元受刑者ノリスとのインタビューをベースにしたものであるだけに余りにも一方的と思われる記述も少なくないが、前述のようにスコッツボロ事件の全体像を把握する上で有益であることは否めず、少なくとも1931年に起訴された被告人ノリスら9人全員のその後の消息については正確に記述されているはずである。その意味で本書末尾に付記されている「スコッツボロ事件年表」が参考になる。同年表によると、C.ノリスは1944年1月6日、仮出獄したが、規定に違反したため、10月18日にキルギー監獄へ送致、1946年9月26日に仮釈放されたとある。さらに正確を期すには判決文に直接当たる必要があるので、その後にあらためてスコッツボロ事件の問題点について考えてみたい。なお、筆者が1990年の合衆国最高裁判所訪問時に地下売店で購入した大部の書物（The Illustrated History of the Supreme Court of the United States, Harry N. Abrams, Inc., Publishers, New York）189頁に偶然スコッツボロ事件の被告人9人全員と弁護人サム・レイボウィッツの写真が掲載されていたので、参考までに次頁に転載しておく。



The Scottsboro Boys with their Attorney Sam Leibowitz. Brown Brothers, Sterling, Pennsylvania

The Court's most unexpected decision of this period was *Powell v. Alabama* (1932), a landmark in the development of every American's right to counsel as part of the due process guaranteed by the Fourteenth Amendment. The defendants were the "Scottsboro Boys," nine illiterate young black men aged thirteen to twenty-one, who were accused of raping two young white girls on a freight train passing through Scottsboro, Alabama, a town seething with anti-black emotions. The defendants had no lawyer until the judge drafted a reluctant local attorney on the morning of their trial before an all-white jury. The lawyer did not consult with his clients, much less attempt to prepare a defense. They were convicted and sentenced to death.

Speaking for a seven-man majority, Justice Sutherland described "compelling circumstances" that mandated a new trial. The defendants were "young, ignorant, illiterate, sur-

rounded by hostile sentiment, hauled back and forth under guard of soldiers, charged with an atrocious crime regarded with special horror in the community where they were to be tried."

In this situation, on trial for their lives, the defendants' lack of counsel clearly had left them defenseless. Sutherland noted in his scholarly opinion that in the words of Daniel Webster, American tradition called for "a law which hears before it condemns." And by "hearing," ruled Sutherland, the court now meant that in all capital cases, where the accused was incapable of defending himself, the Sixth and Fourteenth Amendments commanded the trial judge to provide genuinely effective counsel "as a necessary requisite of due process of law."

Ⅲ アラバマ州最高裁有罪維持4判決

ヴィクトーリア・プライスとルビー・ベイツを強姦したとして起訴された被告人9人は、13歳のR・ライトを除き有罪とされ死刑を言い渡されたため、R・ライト以外の8人がアラバマ州最高裁に控訴したところ、同最高裁は分離公判された3判決を逐一検討し、アンダソン首席裁判官の反対意見を除き、全員一致でウィリアムス以外の有罪判決をすべて維持した。

以下、一部重複するが、事実関係の記述を含めて州最高裁の判決を順次紹介しておく。なお、パウエル、ウィームズ、パタソンの各判決は同じ日に言い渡されたもので、ノリス判決は、合衆国最高裁パウエル判決が3判決を一括審理し破棄差戻し後の有罪判決を再度維持したものであり、前後するが、論述の便宜上、4判決をまとめて紹介しておく。

1 パウエル（ほか4名）判決（1932年3月24日）

本判決（Powell et al v. State, 224 Ala. 540; 141 So. 201; 1932 Ala. LEXIS 110）は、パウエル、ロバソン、A・ライト、モンゴメリーに関しては有罪判決を維持し、ウィリアムスに関しては破棄したものである。アンダソン首席裁判官の反対意見をあわせて紹介しておく。

【事実】 オジー・パウエル（Ozie Powell）、ウィリアム・ロバソン（William Roberson）、アンディ・ライト（Andy Wright）、オーレン・モンゴメリー（Olen Montgomery）、オイゲン・ウィリアムズ（Eugene Williams）の5人は、他の3人とともに、ジャクソン郡大陪審によって強姦の罪で一緒に正式起訴された。彼らがしたとされる犯罪の被害者はアラバマ州のハンツヴィル（Huntsville）市近くに住む若い白人女性であり、彼女は当該犯行時、ジャクソン郡のスティヴンソン（Stevenson）とペイント・ロック（Peint Rock）間を貨車列車に乗っていた。上告人パウエル（X）らの公判は1931年4月8日、ジャクソン郡巡回裁判所で開かれた。起訴状どおり、被告人らは強姦罪で有罪とされ、1931年4月9日、

陪審の評決によって死刑を言い渡された。これら死刑判決は被告人らの申立てにより本件控訴中、執行を延期された。

州側の主張によると、ヴィクトーリア・プライス（Victoria Price）とその友人ルビー・ベイツ（Ruby Bates）は職探しの目的でチャタヌーガ（Chattanooga）に出かけた、そしてこの2女性は1931年3月25日、貨物列車に接続された無蓋の大型貨車（gondola car）に乗り、ハンツヴィルに向かっていたところスティヴンソンとペイント・ロックの間で、被告人とその仲間——すべて黒人——が大型貨車によじ登りその中に入り、2人の白人女性と一緒にいた7人の白人少年と乱闘を始めた、そして結局、これら白人少年を殴りつけ貨車から外に投げ出したり立ち去りを余儀なくさせた。被告人らは次にヴィクトーリア・プライスとルビー・ベイツを強姦し始めた。黒人の5人ないし6人は暴力と脅迫（force and threats）によってヴィクトーリア・プライス（A）と性交し、他の者は、同時にルビー・ベイツ（B）を陵辱した。州側によって提出された証拠は、陪審によって信用されれば、間違いなく上述の事実を裏付けていた。そして州側の証言はさらに、陪審によって信用されれば、被告人らはゴンドラ・カーに乗り込み、白人少年をそこから追い出した後で、被告人の1人はAを襲って強姦し始めた、そして彼がそのことをしている間、手に持ったナイフをちらつかせた被告人の1人は、被告人の誰か1人が彼女の足を押さえている間、ヴィクトーリア（A）が当時彼女に行われていた暴行に屈服しなければ彼女を殺害すると彼女を脅迫し目を光らせていたという事実を立証していた。このときの犯人の6人は暴力によってヴィクトーリア・プライスと、そして彼らの何人かはルビー・ベイツと性交をした、すなわち被告人全員が2少女の強姦に加わっていたというのである。州側によって提出された証拠は、陪審によって信用されれば、被告人らはいずれも自ら少女ヴィクトーリア・プライス（A）を陵辱したか、あるいはいずれも現に暴力によって彼女と性交をした者を幫助して現場にいた（present aiding and abetting）こ

とを立証するのに役立った。このヴィクトーリア・ブライスとルビー・ベイツの証言が信用できるというのであれば、被告人全員が極めて憎むべき吐き気を催させる犯罪で有罪であるということになる。

被告人らはいずれも証人台に立って少女らにいたずらをした（molested）ことを否認し、彼らが彼女を陵辱したことを極めて積極的な言葉で否認した。彼らの1人または数人は、白人少年と被告人との間に乱闘があったこと、そして彼らの1人はピストルを持っており、少なくともその1人はナイフを持っていたことを認めた。（*Id.* at 8.）

【判示】 (1) 本件正式起訴状は1931年3月31日、公開の法廷で提出され、大陪審長の署名によって正式に認証された。被告人9人は、弁護人に付き添われて公開の法廷に出席し、適切に罪状否認に付され、“無罪（not guilty）”を申し立てたので、これは記録に留められた。その後、公開の法廷において、被告人および各弁護人の出席の下に裁判所は、本件の公判期日を1931年4月6日（月曜日）と決定した。そして本件公判のための陪審員が選定される裁判員候補者名簿（venire）として100名の陪審員が認められること、この陪審員候補者名簿には本件の公判期日が決定された週に陪審員としての務めを果たすために選定された75人の通常の陪審員およびジャクソン郡の陪審員候補者（jury box）から選定された25人から成ると命令し、さらに上述の陪審員候補者は公開の法廷で提示（brought into）され十分に検討された後で、裁判所は、被告人および各弁護人の立会いの下で、法に従って、本件公判のための陪審員候補者を完成させ、そこから25人の特別陪審員の名前を選定すると命じた。裁判所は適切な命令によって、上述の通常の陪審および特別の陪審をすべて、本件の公判期日に公判廷に出頭させるために召喚すること、そして選定された陪審員全員のリストを被告人に直ちに送達することを命じたことも明らかである。その後、1931年4月4日、ジャクソン郡保安官は、裁判所に戻り、上述の裁判所の命令を十分かつ完全に完了したことを

報告した。（*Id.* 9-10）

(2) 公正な裁判を受けることができなかったとする被告人の主たる根拠は、スコッツボロで発行された新聞にあることは明らかである。保安官が被告人を保護するために州兵の派遣を知事に要請し、その到着時に数百人の人々が彼らが拘禁されている刑務所（jail）に陰悪な様子で集まったという限りで、本件事件の報道が州民の心を焚き付けた（flamed）が、実際に暴力行為または脅迫的な暴力が被告人らに加えられたとの主張のないことが指摘されよう。刑務所周辺に集まった数百人が武装していたことも明らかにされていない。被告人らが訴追された犯罪はいかなるコミュニティ、郡、または州の人々を興奮させるものであることは否定できない。それは世界中（the world over）の新聞が印刷し、その読者に伝達するニュースであったことにも留意しなければならない。新聞には、相当な礼節を順守しつつ、一般の人々に国中で生じた出来事を知らせ続ける権利がある。そのようなことが彼らの仕事の本領（sphere）である。彼らが存続する限り、新聞の配布範囲内で犯された犯罪だけでなく、どの場所で行われた犯罪についても彼らが報道することをわれわれは新聞に期待しているのである。大西洋のあちら側で行われた犯罪の話はしばしば数時間後にこちら側の新聞で報道されることがある。（*Id.* et 10-）

裁判地（venue）の変更の申請の裏付けとして被告人は、保安官、S市長、および知事によってスコッツボロに派遣された州兵の司令官を証人として喚問した。保安官の証言によって、本件裁判時にスコッツボロを支配した状況および彼が知事に州兵の一部隊の同所への派遣を要請するに至った理由が明らかになった。保安官は、被告人を保護するために州兵の派遣を知事に要請したと証言する一方で、問題の新聞報道によって暴徒（a posse）の間で生じたとされるような感情（feeling）を耳にしたことはないと言明した。ジャクソン郡におけるこの感情は、他の隣接する郡における感情より激しいものではなかったというのが当郡の保安官としての考

えである。この種の犯罪に関して当然生ずる以上の感情がジャクソン郡で生じたとは認められない。被告人は当地において、他の隣接する郡におけると同様の公正な裁判を受けることができたとわれわれは考える。裁判が行われた当地の住民の中で何らかの脅迫をした者がいたということを耳にしたことがなかった、公正な裁判が行われたというのが当郡の市民の感情であると証言しているのである。

被告人は、裁判地の変更の申請の裏付けとするために、被告人の公判中およびその以前からスコッツボロに勤務していた州兵への責任者S少佐を証人として喚問し宣誓せさせた上で尋問した。同少佐は、当時のスコッツボロを支配した感情に言及し、およそ次のように証言した。すなわち、ジャクソン郡にあるスコッツボロに赴任して以降、“これら被告人の誰かに何らかの脅迫がなされたことを耳にしたことがなかった。”これら被告人は当時このジャクソン郡において、公正な裁判および偏見のない評決(unbiased verdict)を受けることができたと考えている。“これらの被告人に対する示威行動(demonstration)を見たことは一切なかった、これらの被告人への好奇心を示す多くの人を見たが、敵対的な示威行動(hostile demonstration)としてではなかった”と証言したのである。

証拠として提出された新聞記事は、極めて強い言葉でこれら2人の白人少女に対して行われたとされる犯罪を非難しつつ、被告人への暴力を唱導せず、むしろジャクソン郡の市民に被告人に対する公正な裁判および本件事案につき陪審によって審理される機会を訴えていた。本件犯罪の性質は、ジャクソン郡およびその隣接する郡においてのみならず、女性が尊敬され、その身体の神聖が崇められるすべての地域において、人民の憤りを掻き立てる性質のものであった。多くの人が本件裁判の日にスコッツボロに引き付けられたというのは被告人に対し訴追された犯罪の性格を考えると驚くべきことではない。いわゆる犠牲者はジャクソン郡の市民でなかったが、その証言が信用されるのであれば、まったく無防備の2人の若い白人女性だった。

彼らの犯罪が凶悪であったかどうかにかかわらず、彼女らに暴力を加え彼女らの意思に反して彼らに無理に屈服させることを正当化する理由はいかなる男にもない。本件記録によれば、本件犯罪の凶悪性にもかかわらず、民衆(populace)が法を自らの手中に収めようとしたことを示すものは一切認められない。被告人は暴徒の暴力の危険にさらされたことは一度もなかった。そして裁判所、陪審員、または警察官らが被告人に対する敵意を焚き付けた(inflamed)ことは全く立証されなかった。それどころか、当該犯罪の性質およびその嫌悪すべき性質を考慮して、推賞すべき精神で(with a commendable spirit)法をその適正なコースに置くことを希望しつつ、彼らは行動したのである。

ジャクソン郡において公正な裁判を受けることができなかったことを立証する挙証責任は被告人側にあった。被告人の裁判地の変更の要求を却下した下級裁判所の判断に誤りはなかったと結論する。(Id. at 10-13)

(3) 公判進行中に証拠の許容性に関する裁判所の決定に対し、被告人によって2つの異議が申し立てられた。シム・ジリィ(Sim Gilley)が証人台に立って、州側に有利な証言をした、彼は当日列車に乗っていた少年の1人であると証言した上で、これら黒人(被告人)はすべて貨車に乗っていたのを見たと言言した。その後州側代理人(検察官)から“何人いたのか、前列に座っている5人(の被告人)を見て、よく見えなければ立ち上がってそこまで歩いて”行くように求められた。被告人側は関連性がない等として異議を申し立てたところ、裁判所はこれを却下した。その許容性は「裁判所の健全な裁量」に委ねられているので裁判所の決定には誤りはなかった。同証人がこれら5人(の被告人)はすべて貨物列車に乗っていたのを見たと言言した後で検察官は同証人に「これらの(2人の)少女はそこにいましたか」と質問した。被告人側はこの質問に異議を申し立てたが、裁判所はこれを却下した。被告人側弁護人が議論をしなかったとしても、検察官に再度議論を認めるのは裁判所の裁量によ

る。被告人に不利な評決がなされた後で被告人は1931年4月9日、新公判を求める申立てをしたのである。

被告人にはとりわけ公判を準備する時間がなかったことを理由に、新公判が認められるべきであることが被告人によって主張された。本件記録には公判の継続（a continuance）の申立てがみられない。それ故、評決後はじめてなされた申立ては被告人に利用できない。相当な理由に基づいていた申請は裁判が始まる（entered upon）前に裁判所になされるべきであった。（*Id.* at 14-15.）

（４） 新公判の申立てに関してはじめて、被告人の陪審が選定された“陪審員リスト（the list of jurors）からの黒人の排除”は合衆国憲法第14修正第1節の下での被告人の権利の否定であると主張された。被告人はこのような理由に基づいて陪審員候補者名簿（venire）についていかなる異議も申し立てていなかったし、本件記録上、そのような主張を支持する事実はないと指摘することで十分である。人種または肌の色（race or color）を理由にそのような陪審の構成（personnel of the jury）に異議を今まで申し立てなかったのであるから、被告人は新公判ではじめてなされた主張で裁判所の誤りを申し立てる立場にない。被告人は陪審員の構成に異議を申し立てなかったのであるから、被告人はすべての異議も申立てを放棄していたと判示しなければならない。（*Id.* at 15.）

（５） 「新しく発見された証拠を理由に」新公判を認めるべきであるとの主張がなされている。ヴィクトーリア・プライスは売春婦であるとの評判を立証する機会を与えられるべきであったというのである。彼女が黒人と性交をしたことがあることを示すために提出された証拠はなかった。この証拠は同意を示すのに役立つものとしてのみ許容されうる。被告人側のすべての主張は、この女性に触れたことはないし、彼女と性交したこともないということだった。同意の問題は、それ故、本件で提出され審理されるいかなる争点ともまったく関連性がなかったことになる。（*Id.* at 16.）

（６） 被告人はいわゆる犯罪が行われた直後に公判に付されたので防御の準備をすることができなかった。そして民衆の心が焚き付けられた（inflamed）ときに行われたのであるから公正な裁判を受けることができなかったと主張する。合衆国憲法第6修正は“すべての刑事訴追において、被告人は、公正な陪審による迅速で公開の裁判を受ける権利があり、……防御のために弁護人の援助を受ける権利がある”と定めている。アラバマ州憲法も、同一の憲法上の基本権を保障している。本件記録によれば、合衆国またはアラバマ州の憲法の下で被告人に保障された権利が本件で被告人に否定されたことを示すものはない。記録によれば、被告人のあらゆる権利は十分に順守されて彼らに与えられていたことを示している。

パウエル、ロバソン、A・ライトおよびモンゴメリーに関する原判決を維持する。ウィリアムズに関しては原判決を破棄差し戻す。（*Id.* at 20.）

〈アンダソン首席裁判官の反対意見〉 憲法は被告人に迅速な裁判を保障しているが、最も重要なことは、それは偏見から自由な、とりわけ強圧や脅迫から自由な、公平で公正な陪審による裁判でなければならないことである。

これら被告人に裁判地の変更を認めるべきであったかというのは問題（questionable）である。保安官が述べているように、彼のは近隣のいかなる郡におけると同様にジャクソン郡においても多分公正な裁判を受けることができたであろうからである。そしてこのことが真実でないとする理由はない。被告人も被害女性も誰一人としてジャクソン郡に住んでいなかった、そして偏見が生じたとしても、それは主として当該犯罪の性質によるものであり、そのような犯罪はどの郡においても白人社会に嫌悪感を抱かせるものであった。しかし、犯罪が行われたとされた数日後に地元の雰囲気は極度の興奮状態（a fever heat）にあるときに正式起訴がなされ、かつ公判が行われた。逮捕および罪状認否から判決言い渡しに至るすべての段階で被告人は州兵に付き添われていた。州兵は被告人を罪状認否

のためにスコッツボロまで送り届け、裁判を待つ間、安全のために彼らをガスデン（Gasden）まで送り返した。州兵はその2,3日後に彼らをスコッツボロに送り返し、そして公判中裁判所を護衛し、裁判および判決後に彼らを再びガスデンに戻したのである。このことが被告人を暴力から守るために不可欠であったか、あるいは関係者が公衆の心の状態に関して過剰に心配したためであるかは大したことはない。このような事実だけで陪審に強圧的な影響を与えるのに十分と思われるからである。

弁護人をかかえることのできない被告人には、1923年の制定法第5567条の下で2人を越えない範囲で弁護人を選任するのが公判裁判所の義務であった。裁判所は本件で、特定の弁護人の名前を挙げたり指名したりせずに、スコッツボロ弁護士会の全員を選任した。さらに後に被告人のために舞台上に登場したロディ（Roddy）弁護士は、弁護人として選任されることを拒否し、単にアミカス・キュリーとしてそのようにしたにすぎなかった。被告人は逮捕から公判に至るまでのほとんどを他の郡の刑務所に拘束されていた。地元弁護士（local counsel）には被告人らと相談し、被告人らの防御の準備をする機会がほとんどなかった。被告人は地元住民でなく、他の2州に散らばっている家族や友人と接触する機会がほとんどなかった。そして本件の裁判が合理的に遅延されておれば、彼らの有罪判決後に現われた有能な弁護士によって代理されていたであろうことは明らかである。

また有罪であると考えられている被告人は貧困であり、被告人に対する公衆の感情が興奮状態にあるその被告人を弁護するために選任された法律家の立場は理解できるので、弁護人を代理しようとした地元弁護士を激しく批判する意図ではないが、本件記録によれば、弁護士の登場は単に形式的なもの（pro forma）だった。このことは、法務官（solicitor）は冒頭および最終陳述の権利を主張したにもかかわらず、被告人側はそれを辞退したことによって示されている。州側は現に2度の陳述をしたにもかかわらず、被告人側は1度も陳述をしなかったのでは

る。われわれは、もちろん、州側が冒頭および最終の陳述をしたときに陳述なしに事件を甘受することにも時には利益のあることを認識している。しかし合意がなく、かつ法務官ないし検察官（solicitor or prosecutor）が2度の陳述をし、被告人側弁護人が1度も陳述をしない場合、陪審に不利益な印象を与えるのは当然である。

陪審が審理された最初の事案で評決が提示されたとき、法廷は満員であっただけでなく、大きな拍手喝采があった。このことはそれに続く公判を審理する陪審に幾分影響を与えたことは間違いない。

本件事案を審理した陪審が公衆の感情または偏見によって駆り立てられた感情によって威圧された（coerced）ことを示す他の問題がある。これらの被告人が審理された犯罪に対する刑罰は、陪審によって決定されることになっており、3年の拘禁刑から死刑までである。そして陪審は、8人の被告人の各人に関して、年齢、犯罪の主たる役割等の相違などのように、ある者の行為を他の者の行為よりその責任を軽くする事実があったにもかかわらず、全員に極刑を科し、その刑罰に何らの区別を認めなかった。「これらの被告人は有罪であるかどうかの問題は、最も重要なことではない。本当の問題は、彼らは権利の章典によって予想されている公正な裁判を受けたかどうかである。」公正な陪審による裁判を受ける権利のある被告人は、陪審が外部の影響、圧力、ないし行動によって威圧ないし強要（overawed or coerced）されるとき、かかる権利を奪われることになる。

州側の推論によれば、本件犯罪は残酷かつ悲惨であり、すべての人を憤慨させ、より冷静に法を遵守する市民の怒りをも掻き立てるものである。“しかし、法は、起訴された犯罪の重大性や残忍性に言及せずに行われるべきである（should prevail）。その罪状（accusation）がどれ程不快なものであっても、証拠がどれ程明確であつても、あるいはどれ程下劣または残忍なものであつたとしても、アングロ・アメリカンの自由のまさにその真髓である憲法、法は、犯罪者に公平公正な陪審を必要とする。もし有罪で

あれば、公平な陪審は、外部の圧力を恐れることなく、法の下で科すことのできるそのような刑罰を彼かを科すことになる。彼（被告人）は人間であり、このようにされる権利がある”のである。

上述の理由のどれか1つだけで本件事案を破棄すべきでないが、それらを相互に結び付けて考えると、それらは全体として、これら被告人はわが憲法によって要求され意図されている公正な裁判を受けなかったという結論を裁判官の心（judicial mind）刻みつけるに違いない。それ故、被告人に対する正義、およびジャクソン郡と同様にアラバマ州の公正な名において、これら事案は、数ヶ月間の冷却期間を置いて、注意深く選任された被告側弁護人の下で再審理されるべきである。（*Id.* at 20-21.）

2 ウィームズ判決（1932年3月24日）

本判決（*Weems et al v. State*, 224 Ala. 524; 141 So. 215; 1932 Ala. LEXIS 111）は、陪審の有罪評決を裏付ける証拠はないとの理由で有罪判決の破棄を求めたウィームズ、ノリス両被告人に対し、犯罪の主要部分（body of the crime）は疑問の余地なく立証されており、他の白人少年を力づくで車外に追いやり、その直後に不法行為をした他の被告人との間のコンスピラシーを確証する証拠は十分であったとした上で、被害者の従前の性的経験に関する証言を排除したのは相当であるとして、アンダソン首席裁判官を除き、全員一致で有罪判決を維持したものである。

【事実】 本件記録によると、被告人（本件での控訴人）は1931年3月31日、弁護人とともに法廷に出頭し、罪状認否の手續に付され無罪の答弁をした。そこで直ちに控訴人と一緒に起訴されていたパターンソン（後出）とともに公判に付され、4月6日（月曜日）に審理されることに決定された。裁判所は本件公判のための（保安官が発する）陪審員（候補者）呼出命令状（venire）は、本件が公判に付される間に選抜された（drawn for the week）通常の陪審員を含めた100人の陪審員、および被告人と弁護人

の立会いの下で公開の法廷で陪審員候補者（jury box）から特別に選抜された25人の陪審員から構成されると命じた。上述の陪審員はすべて保安官によって喚問され、それに関するリストが作成され、正式起訴状のコピーと一緒に各被告人に送付された。さらに記録によると、この命令は順守され、そのようなリストは正式起訴状のコピーと一緒に各被告人に送付された。以上は制定法に厳格に従って行われた。

本件でなされた裁判地の変更の申立ておよびそれを裏付ける証拠はパタソン判決と同一であり、同判決で十分検討され、本件控訴と一緒に検討されたので繰り返さない。

【判示】 （1） 州側の証人ヴィクトリア・プライスは、要旨、次のように述べている。すなわち、彼女は1931年3月25日、女友達ルビー・ベイツと一緒にジャクソン郡を通過する貨物列車に乗っていた。彼らはチャートや砂利を積んだ無蓋の大型貨車（gondola car）に乗っていた、「列車がジャクソン郡のステイヴンソンを通過した直後に、本件控訴人ウィームズとノリスが、他の黒人の助けを得て、無理矢理に彼女の上着や上っ張り（overall）をはぎ取り、肌着を引き裂き、無理に彼女を陵辱した（forcibly ravished her）。」貨車には12人の黒人が乗っており、彼らは7人の白人少年のうち6人を貨車の進行中に暴行を加えることによって無理に車外に放り出した。「白人少年が無理に車外に放り出された後で、黒人の何人かが彼女の友達のベイツを強姦した、そして他の黒人は彼女（A）を強姦——6回——し、そのうちの何人かは他の者がその目的を遂げている間少女たちを押さえ付けていた。ウィームズは同証人の喉にナイフを突きつけ、他の者は、ノリスを含め、無理に彼女と性交したというのである。」

同証人（A）が結婚しており離婚したことはないと言った後の反対尋問で、彼女は弁護人から“彼（彼女の夫）をハンツヴィルに置き去りにしているのですか”と尋ねられた。裁判所はこの質問に対して法務官（solicitor）の異議あり（objection）の申立てを支持し、被告人はこれに対し異議を留めた。この質問は重要でな

い証言を求めるものであり裁判官が異議申立てを支持したのは相当である。彼女はまた“何年付き合ってから結婚しましたか”と弁護人に尋ねられたが、これも同様に重要でない証言を求めるものであり、異議の申立てが認められたのは正しい。“今までに刑務所にいたことがありますか”などの質問に関しても同様である。

被告側弁護人により医師としての資格ありと認められたブリジス医師は、郡保健所の医師とともに本件当日の午後、証人ヴィクトーリア・プライスとルビー・ベイツを診察したところ身体に打撲傷やかすり傷は認められたが性器の裂傷などは認められなかったと証言した。そして「2証人の膣内に挿入を示す男性精子の存在について証言し、医師として、6人の男が次々に裂傷を伴わずに彼女を強姦することはできた、このことは可能であるとの見解を明らかにした。この意見証拠は許容 (competent) された。」

この証人に対する反対尋問で被告側弁護人は、彼（同医師）に“その少女たち両人はあなたに以前に性交をした経験があることを認めたのですか”と質問した。この質問に対し異議が申し立てられ、この異議は認められた。被告人が州側証人の同意の下に性交をしたことを示す証拠はなかった。求められた証拠は重要でなかった。同じことはこの証人に対する以下の質問に関しても真実である。すなわち、2人の証人は性交の経験があったことをあなたに告げましたか、彼女らはヴァージンでしたか……それら少女が淋病または梅毒にかかっていた、またはかかっていたかもしれないことを示す何かを膣内に認めましたか、その他同旨の質問を弁護人はした。後者の質問は当面の犯罪の罪体 (corpus delicti) の問題に関連性がなかったのである。

ヴィクトーリア・プライスの友人ルビー・ベイツは被告人の異議申立てにもかかわらず、被告人は列車に乗っていた黒人の中にいた、彼らは一団となって有蓋貨車 (the box car) を乗り越えて、ナイフと銃で武装し同証人と友人が乗っていたゴンドラ・カーに入ってきた。そして白人少年を攻撃し、彼らを無理に列車から立ち

去らせ、同証人と友人を捕まえて車の中に引き倒したと証言することを認められた。反対尋問でこの証人は、結婚したことはない、性交渉を持ったことに関して医師と会話を交わした、スコッツボロ到着後に医師と話をした、彼の名前を覚えていない、私を診察して欲しい、そして私に何か悪いところがあるかを見て欲しいと頼みましたと証言した。被告人側弁護人は直ちに証人に尋ねた。“あなたは以前に性交をしたことがあるかと彼（医師）はあなたに尋ねましたか。”裁判所はこの質問に対する法務官の異議を認めた。前述の理由で、この決定は誤っていない。

この証人のさらなる証言は、これら少女は無理矢理に陵辱されたことを示す証人ヴィクトーリア・プライスの証言の補強証拠として十分である。(Id. at 5-7)

(2) 列車がスコッツボロとスティヴンソンの間を通過した時間に自宅にいて通過する列車を観察したL・モリスは、州側の証人として次のように証言した。“一団の黒人が5人の白人を追い出し2人の少女を捕まえるのを見た、8人から12人の黒人を見た、そして彼らは白人5人を列車から追い出し、列車から降ろすのを見た、彼らは白人を投げ出したのではなく、彼らの方が強かったので白人を追い出したのです。ピストルの音はしませんでした。列車は激しい騒音だったので聞こえませんでした。列車は時速35マイルないし40マイルだったと思います。これら白人が列車から飛び降りるか落とされたのを見ました。およそ400ヤードの間（走る）列車を見ていました。私は軌道の30ヤードのところにいました。石岩や砂利などを積んでいる列車でした。”

反対尋問で同証人は次のように証言した。ゴンドラに2人の女性がいてのを見ました、2人の白人の少女です、この2人の白人女性は必死に飛び降りようとしていました、そして黒人がそれら2人の白人の少女を捕まえて、列車に引き戻しました。私は列車の上の方で立っていたのでよく見ることができました。私はこれらの少年がいるところに出かけました。そのうち

2人は頭部に怪我をしており、大怪我でしたので話すことができませんでした。彼らは“死にそうだ”というだけでした。彼らの傷などははっきりと見ました。州側はさらに通過中の列車を観察し、列車に乗っていた一群の一部を見て、列車から追い出された白人少年を見たという2人の証人を提出した。(Id. at 7)

(3) 被告人ウィームズは、おおむね次のように証言した。私は3月25日に、ステイヴンソンとペイント・ロック間を走行する貨物列車に乗っていました。この列車には私たち黒人少年12人が乗っていました。7人の白人少年もいました。チャタヌーガを過ぎたときにはじめて白人少年に気付きました、ペイント・ロックに着くまで列車には少女はいませんでした。私はチャタヌーガでボックスカーに乗り込み油槽(oil tank)の方向に這っていきました。列車がメイン・ストリートで速度を落としたときオイルタンクにつながるボックスカーのところにいました。次の小さな駅に着いたとき、私はオイルタンクから離れてゴンドラに行きました。その駅の名前は覚えていません。チャタヌーガを出て1時間余り経ちました。ステイヴンソンを出た後、黒人少年と白人少年との間で乱闘が始まりました。白人少年はゴンドラにいました。黒人たちは列車がステイヴンソンを過ぎた後ゴンドラに直接入ってきました。ヘイウッド・パタソンとこの背の高い黒人が最初にゴンドラに入りました。私たち3人はゴンドラに入り込みました。私が急いでゴンドラの中に入ったのは、パタソンが手にピストルを持って、“さあ、こっちに来て白人少年を追いつくを手伝ってくれ、来なければ射ち殺す”と言ったからです。黒人たちが乱闘をしていたかどうかは知りません。私が乗っていた列車には彼らはいなかったからです。私は最初にゴンドラに入った3人の少年の1人でした。私はパタソンの後ろにいました。パタソンはその白人少年の頭をピストルで殴りつけました。私は何もしていません。私はポケット・ナイフも何も一切持っていませんでした。私は単に白人少年を追いついただけです。乱闘は始まりませんでした。これらの白人

少年は全く争いませんでした。彼らはただ走っている列車から飛び降りようとしただけでした。およそ5人が列車から降りました。列車に残っていたのが何人かは分かりません。少女たちがどこにいたのは私は知りません。彼女たちを1度も見たことがありませんでしたし、ペイント・ロックに着くと、私は列車を降りました。5人の少年が列車から降りました。5人とは、私とノリス、パウエル、ロバソン、モンゴメリーです。これら5人はアトランタを出発して以来、私と一緒にいたので知っています。私たちは一緒にアトランタを出発しました。他の黒人とは同じ列車に乗るまで(until we got on the road)知りませんでした。私が最初にこれらの少年を見たのはペイント・ロックに到着したときでした。彼女らはゴンドラから降りました。私はこのゴンドラにいたことは一切ありません。私は彼女らがいたこの特定の列車に乗っていたことはありません。彼女らがゴンドラから降りるまで少女たちを見たことがなかったのです。この貨物列車に何輛のゴンドラが接続されていたのか知りません。私は少女たちには全く何もしていません。誰かが少女に何かをしたとしても、私はそのことについて全く知りません。私はゴンドラにいませんでした。私はオイルタンクにいました。ステイヴンソンでゴンドラの方へ行きました。私がステイヴンソンで列車に乗ったときその列車にはこれらの白人少年がいました。私はボックスカーからゴンドラに飛び移ったではありません。下に這い降りて中に入り込んだのです。列車にはその端にはしご段(steps)がありました。パタソンが私に、中に入り白人を追いつくを手伝うように命じました。中に入らなければ私を射ち殺すというのです。それがパタソンです(指し示す)。パタソンはピストルを持っていました。私はピストルを持っていませんでした。私は彼のピストルを見ました。列車には7人の白人少年がいました。少女はいませんでした。ペイント・ロックに着くまでこれら少女を見たことがありません。5人の少年が追い出されました。パタソンはその1人を殴りました。彼はその頭をピストルで殴

りました。殴りつけたときその少年を捕まえようとはしませんでした。その白人少年は列車から飛び降りただけです、彼は戦いませんでした。この白人の少年はピストルに怯えて列車の端のほうから階段で下の方に降り飛び降りたからです。他の白人少年も飛び降りました。彼らは全員、1人を除き、飛び降りました。この小さな白人少年は列車に残っていました。パタソンはこの少年にも飛び降りるように命じ、2人の黒人少年が彼の喉のまわりにナイフを押し付けました。白人少年は飛び降りませんでした、彼は慈悲を求めました。そして私は下に降りて彼をボックスカーに戻しました。私はこれらの少女を見たことがなく、彼女らに何かしたことなど一切ありません。触れたことなど一切ありません。列車の中にはこれら黒人と1人の白人少年を除くと、私とパタソン以外には誰一人もいませんでした。私たちがペイントロックに到着したとき、われわれは全員 Gondola に乗っていました。この Gondola で少女を見かけたことはありません。(Id. at 7-8)

(4) 被告人ノリスは、おおむね次のように証言した。私は争いが発生したとき Gondola の中にいませんでした。私はナイフもピストルも持っていませんでした。私は乗っていた列車から離れたことはありません。ペイントロックで誰が私を列車からおろしたのか知りません。大勢の人がいました。降りたことは覚えていません。ペイントロックで降りたものではありません、彼らは私に銃を突き付けました。警察官 (officers) でした。乱闘に加わったことはありませんが、乱闘は見ました。乱闘は Gondola 車の中で始まりました。黒人が全員で争っていました。そこにいるパタソンが乱闘を始めました。彼が無蓋貨車 (flat car) の枕木 (cross-ties) の上に座っていたときにやってきました、そして残りの黒人たちはこの貨車にやってきて、白人少年を追いついて白人女性に何かしようと言っていました。先ほど証人台に立って私の前で証言したこの少年 (ウィームズ) を見ました。彼らは私が座っていた場所にやって来ました。「彼らは、少女が列車に乗っており白人少年が

その少女らと一緒にいたことを知っていました。」私は以前に少女を見たことはありませんでした。私は少女に何もしていません、彼女らに手を触れたこともありません。「私はただ見ていただけです。」ウィームズは私の友人ではありません。私は彼を知っていました、私は Gondola にいる彼を見ました、そして私はそこにいる少女を見ました。しかし私は中に入りませんでした。これら少女と一緒にいるあの黒人を見ました。彼らは皆、白人を列車から追い出した後で、少女に何かしたことを見ました。全員がこれら少女に何かしたことを見ました。私はボックスカーの上に座っていました。私は、証人台に立ったこの黒人のウィームズがこれら少女の一人を強姦したのを見ました。私は確かにこのことを見ました。警察官は私の身体を捜索しても何も発見できませんでした。私は少女に手を触れたことは一度もありません。しかし彼らの1人が彼女を強姦するのを見ました。私が見た限り、ウィームズが彼女を強姦したとき彼女の足を押さえた者は誰もいませんでした。あそこに座っている少年は彼女の喉にナイフを突き付けていました。あそこの端で小さな少年の後ろに座っている黒人少年です。彼の名前は知りませんが、彼はナイフを持っていた人物です。誰が彼女の上衣を脱がせたのか知りません。私がボックスカーで立っているとき彼女は横になっていました。この大きな男は彼女の喉にナイフを突き付けたものではありません。その後ろに座っている小さな少年——彼の名前は知りません——が彼女の喉にナイフを突き付けた人物です。彼女の上衣を脱がせた黒人を見たことはありません。私がボックスカーに立っていたとき、少女 (複数) は列車の中で横たわっていました。列車の中にある上衣に気付きましたが、下着 (step-ins) には気付きませんでした。私は Gondola に降りて行きませんでした。私はそこに降りて行ったことは一切ありません。(Id.at.8-9)

州側は反証として、警察官はノリスを逮捕したとき、彼の身体からナイフ——後にヴィクトーリア・プライスによって彼女自身のナイフであると確証された——を取り上げたこと、そし

てノリスは彼女の所持していた1ドル50セントとともに彼女からこのナイフを奪ったと証言したことを示すのに役立つ証拠を提出した。

「これらの証拠は正式起訴状で告発された犯罪の有罪の評決の裏付けとならないとの本件控訴人の主張は支持できない。証拠——その大半は上述した証拠で明らかにされている——は疑う余地なく本件犯罪の主要部分を立証しており、そして白人少年を列車から無理に立ち去らせ、その直後に行われた違法な行為をした者との間のコンスピラシー、および彼らは全員その場での現場幫助をしたことを立証するのに大いに役立っている。(The evidence, much of which has been set out above, proves the body of the crime, without dispute, and strongly tends to establish a conspiracy between those who forced the white boys to leave the train to do the unlawful acts which immediately followed, and that they all aided and abetted therein.)」(Id. at 29-30.)

被告人がそのいわゆる被害者と明示または黙示の同意の下で性交渉をしたとの被告人側の主張はない。そしてこのような主張を裏付ける証拠は提出されていない。それ故、新しく発見されたとされる証拠は新公判を認めるような証拠ではない。新公判の申立てを却下したことに誤りはなかったことになる。本件記録によれば、被告人は州側証人を徹底的に反対尋問し被告人に有利に利用できた証拠を提出した。弁護人が付されていたのであり、原判決が維持されるべきでないとする理由はない。

新公判のための申立てで提出された他の問題は、パタソン、パウエルの両判決で十分に検討されており、それらは本件では是認されるので繰り返す必要はない。被告人ウィームズおよびノリスの各判決に関する下級審判決を維持することとする。(Id. at 9)

3 パタソン判決（1932年3月24日）

本判決（Patterson v. State, 224 Ala. 531; 141 So. 195; 1932 Ala. Lexis 109）については、重複する点も少なくないが、被害者証言の信用性に関して新しく発見された証拠を中心に判示内容を

を紹介しておく。

【事実】 パタソンは公判裁判所では有罪とされ控訴審もこれを維持した。被告人に不利な偏見がみなぎっていたとしても公正な陪審による審理を受けることを妨げるに十分なものであるとの証拠を被告人は提出しなかったことを理由に、公判裁判所が裁判地の変更の申立てを却下したのは正当であると判示し、被告人を保護するために州兵が派遣されたという事実は裁判地の変更を是認するに十分なものではないと判示したのである。控訴審はさらにアラバマ州法に従って陪審の特別候補者予定名簿に対する被告人の異議の申立てを公判裁判所が否定したのは正当であると判示し、被害者の従前の貞潔(chastity)は強姦の不可欠な要素ではないとした。控訴審はまた、陪審の評決は証拠の重みに反していないことを理由に被告人の新公判の申立てを公判裁判所が否定したのは正当であると判示し、被害者の証言の信用性に関して新しく発見された証拠は新しい公判を要求するためには十分でないと判示した。

【判示】 (1) 本件では正式起訴状の十分性に関して公判で疑問は提示されなかった。本件記録上、被告人の裁判地の変更の申立てに関する巡回裁判所の行動に誤りを認めることはできない。本件申立ての裏付けとして提出された唯一の証拠は申立人(movants)の宣誓、3ローカル紙に掲載された記事、郡保安官Wおよび州兵中隊の指揮官S少佐の証言だった。被告人およびそのいわゆる共犯者は、裁判地の変更を求めて宣誓したが、刑務所に身柄を拘束されており、同郡の一般的な人々の感情の状態を知る立場になかった。彼らの証言にはほとんど価値が認められない。

ローカル紙Sでの報道は扇動的でなく、不当に被告人の有罪を前提にしたものではなかった。これらの報道は、被告人に対する違法な敵意ある感情を煽り立てるものというより明らかに抑制的であった。陪審員が選定されることになっていた郡に配布された新聞にそのようなことを示すものはなかった。そのような証拠が欠落しているのでこれら新聞報道を重視すること

はできない。公衆の感情を知ることのできる地位にあった証人WおよびSの証言は、被告人に対する脅迫または敵対的行動はなされておらず、集まった群衆は無秩序ではなく、スコッツボロの指導的市民により忠告されると容易に解散したことを示しており、被告人に対する人種的偏見または乱暴されたとされている少女に有利な地元の偏見があったことを示す証拠は一切ない。事実、被告人も被害者もジャクソン郡に住んでいない。

要するに、証拠によれば、敵対的ないし応報的目的ではなく好奇心に駆られて集まった群衆がいたにすぎない。確かに、証拠によれば、保安官が被告人を保護するために州兵1中隊の派遣を知事に要請し、この要請に対する命令は直ちに与えられ実行され、そして彼ら（州兵）は本件公判中留まっていたが、このことはそれだけでは被告人の裁判地変更の申立てを認可するのに十分でない。われわれは、それ故、本件控訴人は十分な証拠によってその申立ての主張を維持することができなかったと判示せざるを得ない。申立てが拒絶されたことに誤りはなかったことになる。(Id. at 6)

(2) 被告人を審理する陪審を選定する陪審員呼出命令状 (venire) に関し公判で提示された唯一の問題は、異議趣意書 (the bill of exceptions) の中で次のように述べられている。すなわち“本件において陪審を選定する手続の前に、被告人は、本件公判のために、通常の陪審に加えて、特別の陪審員呼出命令状を要求した。裁判所は、本件のために特別の陪審員呼出命令を認めることに応じなかった。そして被告人にその週のために (for the week) 選定される通常の陪審員呼出命令およびアラバマ州はウィームズおよびノリスのために選定される特別の陪審員呼出命令状から陪審を選定することを命じた。本件での特別の陪審員呼出命令を認めず、ウィームズおよびノリスの事件で選拔された特別の陪審員呼出命令状から選定することを彼に要求した州の行動に対し、被告人は合法的に異議を留保した。”

巡回区裁判所で2404番と番号付けられたこの

控訴人の事件は、当巡回区裁判所において2402と番号付けられた本件控訴人およびウィームズ、ノリス等に対して併合起訴されたウィームズおよびノリスとともに審議された。そして本件での記録によれば、控訴人（パタソン）を含むすべての被告人は、2402番および2404番と番号付けられた事件で1931年3月31日に適法に罪状認否手続に付されたこと、彼らは無罪の答弁をしたこと、そして両事件は1931年4月6日に公判期日が決定されたこと、裁判所は、両事件を審理するための陪審は4月6日に始まる週のために選拔された通常の75人から成る陪審員および被告人と弁護人の立会いの下で郡の陪審員候補者名簿から選定された25人の特別の陪審員から構成される100人の陪審から成ることを命令した。そして保安官は上述の陪審員のすべてを公判期日に定められた日に出席させるために召喚し、そして正式起訴状のコピーと一緒に各被告人にそのように選拔された陪審員のリストを送達することが命じられた。この命令は1931年4月4日、正しく執行された。このように選定され召喚された陪審員の呼出命令状は被告人の公判の特別の陪審員呼出命令状に相当し1923年の制定法 § 8644, 8649に厳格に順守したものである。

この制定法以前には、他の死刑事件と一緒に定められたかどうかに関わりなく、各事案に対する特別の陪審員呼出命令状を必要としていた。しかし、上に引用した制定法は、同じ日に裁判に付された事案に適用されるこのようなルールを変更した。それ故、このように選定された特別の陪審員呼出命令状以外の特別の陪審員呼出命令を要求する権利があるとの控訴人（パタソン）の主張は認められない (without merit)。(Id. at 7)

(3) 強姦されたとされる州側証人ヴィクトーリア・プライスは被告人の弁護人による反対尋問で、“私には結婚歴があり、2度結婚したことがあります、夫は2人とも生きていません。その1人は死にました”と証言した。そして被告人側弁護人が“離婚したのですか”と同証人に尋ねた。この質問は法務官によって異議あり

とされ、裁判所はこの異議を認めた。この質問は明らかに重要でない証拠を求めたものであるから、異議を認めたのは相当であった。

この証人はまた反対尋問で“あなたは今まで売春婦をしていたのですか”と尋ねられた。この質問に対する異議も同様に正しく認められた。本件では被告人が同証人とその同意の下で性交をしたことを示す証拠は提出されていないので、そのような質問は重要でない証拠を引き出すためのものであるにすぎない。「以前の貞潔さは正式起訴状で告発されている犯罪の不可欠な要素ではない。本件はそのような事案であるので、強姦は貞潔でない女性に対しても、普通の売春婦に対してであっても犯されうる。」同様の理由で、“これら少女が性病であったかどうかをあなたは知っていますか”の質問に対する法務官の異議が支持されたのは相当であった。(Id. at 7-8)

(4) 残された問題は、新公判の申立てを拒絶した公判裁判所の命令に関わる。この問題は、以下の検討を必要とする。すなわち、①評決を裏付ける証拠およびその十分性、②被告人に偏頗であったと主張されている誤りの公判手続への影響、③公判後に発見されたとされている証拠は新公判が認可されるほどのものであるかどうかである。「争いのない証拠は、罪体、すなわちヴィクトリア・プライスは無理に陵辱されたということを立証している。そして争われている唯一の問題は、被告人（パタソン）が当該犯罪の犯人の1人——同一性の問題——であるかどうかである。」

証拠によれば、21歳の白人女性であるヴィクトリア・プライスは、テネシー州チャタヌーガとアラバマ州ハンツヴィル間を走る貨物列車に砂利を積んだゴンドラカーに17歳の白人である女友達のルビー・ベイツと一緒に乗っていたこと、その同じ貨車に7人の白人少年が乗っていたこと、少女たちは上っ張り（overall）を身につけていた、12人の黒人少年が白人少年を襲った、そして彼ら（白人少年）全員を、その中で最も小さかったジリー（Gilley）を除き、列車の進行中に列車から外に追い出した。次いで

力づくで少女の上衣をはぎとった、そして黒人の6人はヴィクトリア・プライスを陵辱した、そして6人はもう1人の少女を陵辱した。州側証人（複数）は本件被告人（パタソン）をヴィクトリア・プライスの強姦犯人（ravishers）の1人として識別した。証拠はさらに次のことを示している。すなわち、列車が副保安官および警防団（posse comitatus）によってペイント・ロックで止められたとき、被害者とされるヴィクトリア・プライスは極度の疲労状態にあり、緊急の医学的措置を必要とした。2人の若い女性は4日午後スコッツボロの内科医によって診察された。彼の証言を引用すると、それは次のとおりである。すなわち、彼女らの膣内には男性の精子が充満（loaded）していた。若い方の女性は他方の女性より少し（精子が）多かった。他方はそれほど多くはなかったことを認める。ルビー・ベイツすなわち若い方の女性は身体のそ径部（groin）下の部分には擦り傷（bruises）があった、そしてもう1人の少女の手や足には小さなかすり傷があった。彼女らの1人の首には青いあざ（blue spot）があった”と証言している。

被告人の主張によれば、彼は列車に乗っている間、少女がいた列車には行かなかった、白人少年との乱闘には加わらなかった、列車の他の部分にとどまっていたという。これが彼の証言の実質であった。しかしながら、彼（パタソン）は、白人少年の1人が乱闘が始まる前に彼のいた場所の近くを歩いていた、そして彼を列車からほとんど追い出そう（pushed him off）としたので、彼とその白人少年の間で若干の言葉のやりとりがあったと証言した。

被告人と一緒に旅をした被告人の仲間の1人でその後の公判で有罪とされなかったR・ライトは、次のように証言した。先ほど証人台に立っていたこの少年（パタソン）を知っています。私は彼と一緒に列車に乗っていました。私には同じ列車に乗っていた兄（A・ライト）がいます、チャタヌーガで列車に乗りました。ウィリアムズ、A・ライト、被告人（パタソン）そして私の4人は皆、一緒にチャタヌーガを出発し

ました。われわれはメンフィスに出かけるつもりでした。この少年（被告人）は少女たちに何もしていません。彼は少女たちと一緒に行きませんでした。彼はボックスカーの上部に立っていました。私はピストルを見ました、背の高い黒人少年が持っていました。これが私が見た唯一のピストルです。この少年（被告人）はナイフを持っていませんでした。彼は少女に口をききませんでした。私は列車で少女を見かけました。少女たちは油送車（oil car）の上にはいました。下の方に9人の黒人が少女と一緒にいました、そして全員、彼女らと性交をしました。彼ら全員が彼女と性交をするのを見ました。この目でそれを見たのです。

反対尋問で同証人は、次のように証言した。私がオイルタンクにいる少女をはじめて見たのは、私1人のときでした。少女たちはスティヴンソンでオイルカーを降り、この Gondola car に入ってきました。列車には全部で14人の黒人少年がいました。私は Gondola car にいる少女を見ましたが、14人の黒人少年には少女が乗っていることを告げませんでした。私は彼らには何もいいませんでした。他の少年たちが彼女のことを見たかどうかは分かりません。スティヴンソンで他の少年に会いました。少女のことについて話しませんでした。白人少年は歩き回りヘイウッド・パタソンを殴りつけたようでした（liked to have knocked Haywood Patterson）。そしてパタソンがどうして席を移る（move）ように頼まないのかと言ったところ、その白人の男は何か気になるのかといました。するとパタソンは“ずい分気になる（care a lot）、殴り倒されたくないのね”と言いました。白人の男は“列車が到着したら決着をつけよう”と言いました。列車がスティヴンソンで停車したとき、白人少年達は列車を降りて Gondola car に乗り移ってきました。白人の少女たちが一緒にいました。黒人たちは全員、枕木を積んだ列車（cross-tie car）に乗っていました。列車が発発した後で大きな黒のベルトを持った先の白人の1人がやってきて、われわれを追い出そうとしましたが、われわれの方が力が上で彼らを追い

出しました。その後にわれわれは、ボックスカーを離れて Gondola car に飛び降りました。背の高い黒人がピストルを持っていました。彼はここにいません。「私はこれらの男の5人ないし6人が少女を強姦するのを見ました。」（白人）男性を追い出した後でわれわれとパタソンはボックスカーに戻り、私はボックスカーに座っていました。下にいる彼らを見ていました。警官たちには「被告人が彼女を強姦したのを見た」と話したことはありません。被告人がベイツを強姦したことは見ていません。」「ノリスはナイフを持っていました。」彼はどこでそれを手に入れたのか知りません。

「被告人側の他の証人の何人かは、被告人は Gondola car におり、白人との乱闘に参加したが、彼自身は強姦の遂行には参加しなかったと証言した。この証言は、列車の中に入り、白人少年を列車から追い出した者たちの間のコンスピラシー、およびこの控訴人（パタソン）は当該犯罪の遂行に現場補助したことを立証するのに役立っている。（Some of defendant's other witnesses testified that the defendant was in the gondola car and participated in the affray with the white boys, but that he did not participate in the commission of the rape. This testimony tends to show a conspiracy between those who went into the car and forced the white boys from the train, and that this appellant aided and abetted in the commission of the offense.）」（*Id.* at 26.）

（5） 検討を要する残された問題は、新しく発見された証拠に関わる。そして前述のように、被告人は証人ヴィクトリア・プライスと彼女の黙示または明示の同意の下で性交をしたことを立証するのに役立つ証拠は一切ない。それとは反対に、彼女は無理に陵辱されたことを証拠は示している。そして被告人の唯一の主張は、彼は当該犯罪の遂行時にその列車に乗っていなかったので当外犯罪に参加した者を現場補助したことはないということだった。このような状況下において、いわゆる被害者と他の（被告人以外の）者との間の特定の性交渉を示すに役立つ証拠および彼女の一般的な貞潔の評判

は、同意を立証するものとして重要ではない。公判で検討された単に証人の信用性に関わるにすぎない新たに発見された証拠は、このような新公判を認めるものとして是認できないというのが確立した法である。新公判の申立てが拒絶されたことには、それ故、誤りがなかったことになる。（*Id.* at 11.）

4 ノリス判決（1934年6月28日）

本判決（*Norris v. State*, 229 Ala. 226; 156 So. 556; 1934 Ala. LEXIS 291）は、後述の合衆国最高裁パウエル判決の破棄差戻し後に再度ノリスが有罪とされた事案につき、主として大陪審および小陪審での黒人の排除によって第14修正の下での権利が否定されたかが争われたところ、陪審選定委員（*jury commissioners*）が公正かつ正直に彼らの義務を遂行し陪審の選定に際し黒人を現に差別しておらず憲法の規定は侵害されていないことは証拠により明らかであるとしたものである。そしてこの点が1935年の最高ノリス判決（後出）で破棄差戻されることになる。

【事実】 本件はヴィクトリア・プライスなる人物への強姦の有罪判決に対する被告人の2度目の控訴である。正式起訴が行われたジャクソン郡の巡回裁判所における最初の有罪判決は当裁判所において維持され、その後、弁護人による不相当な弁護の理論に基づいて合衆国最高裁パウエル判決（*Powell v. State of Alabama*, 287 U.S. 45）によって破棄された。本件被告人と一緒に正式起訴された他の被告人らの別個の上訴の検討にあわせて、より完全な歴史および顕著な事実の概要を知ることができるが、それらを繰り返すことはここでは不必要である。本件記録を注意深く検討したところ、本件での重要な問題はすべて口頭による弁論および弁論要旨（*brief*）の中で弁護人によって力強く主張されているそれであると認める。それ故、本件での議論は、弁護要旨の中で提示されている順序に従って検討されるこれらの問題に限定される。

【判示】 （1） 第1の問題は、本件正式起訴状を無効とする被告人の申立てを却下した

際の公判裁判所の行動に関わる。被告人は弁論要旨の中で彼の合衆国憲法第14修正の下での権利は、アラバマ州法の下で大陪審のメンバーとして勤める資格ある黒人が大陪審選定のリストから排除されており、この大陪審選定リストは人種または肌の色を理由として黒人を排除している点において憲法上の権利が侵害されたと主張する。

州側はこの申立ての問題に加わり、このような被告人の主張（*averments*）を否定した。合衆国最高裁によって明確に確立され本件に適用されるルールは、次のような引用句によって示されている。すなわち“立法によると裁判所によると、あるいは執行官ないし行政官によるとを問わず、州の行為によって、彼らの人種または肌の色を理由として、すべてのアフリカ系人種の人がアフリカ系人種の人の刑事訴追での大陪審の任務から排除されるときは常に、合衆国憲法第14修正に反して、法の平等保護が否定される”。そしてかかる申立てを裏付ける証拠を提出する（*挙証*）責任は被告人側にある、あるいはマーチン判決（*Martin v. Texas*, 200 U.S. 316）において明示されたように“正式起訴を無効とする根拠は、被告人によって提出されまたは提出されようとする直接証拠によって立証されるべきである。”

マーチン判決（前出）はまた、正式起訴状を提出した大陪審に黒人がいなかったという事実だけでは人種差別を立証するのに十分でないとする。黒人の刑事訴追において、正式起訴をした大陪審または被告人を審理した小陪審でアフリカ系人種の人が1人もいなかったことを単に立証するだけでは彼らの人種を理由にアフリカ系人種に対する差別の主張が立証されたことにはならない。また陪審の一部に同一の人種が含まれる混合陪審（*mixed jury*）はいかなる事案においても権利として要求されるものではない。またそのような性格の陪審は第14修正によって保障されるものでもない。被告人が憲法によって要求する権利があるのは、小陪審を選定する際におけると同様に大陪審を組織する際にも、彼らの人種または肌の色を理由に彼らの人

種を排除しないこと、そして彼らへの人種差別のないことである。そのような人種差別が本件において行われていたかどうかは、無効を求める書面による申立ての中で明らかにされた事実の州側による否定を圧倒する（overcoming）証拠によってのみ明らかにできる。本件記録によればそのような証拠のないことは、第14修正の下での彼の権利は侵害されたという被告人の非難にとって決定的である。

当州における陪審選定委員会（jury board）は3人から成る、そして陪審員の資格はアラバマ州法典第8603条によって示されている。すなわち、“陪審選定委員会は、正直者で理解力があると一般的に評価され、その高潔性、善良な性格および健全な判断力のためコミュニティにおいて尊敬されている郡の男性市民の名前を陪審員選定名簿および陪審員候補者名簿（on the jury roll and in the jury box）に記載しなければならない、しかし21歳以下または65歳以上の者、または常習的大酒飲みである者、または慢性的な病氣ないし肉体的虚弱者であるため陪審員の義務を果たせない者、または英語を読めない者、または破廉恥罪（moral turpitude）に関わる犯罪で有罪とされたことがある者が選定されてはならない”と定める。

この制定法に対する異議はありえない、その有効性に反対の異議は一切差しはさまれていない。それ故、本件での議論は、この制定法に対してではなく、州の代理人（agency）としての陪審選任委員（jury commissioners）によるその運営に向けられている。被告人側も州側もそのように議論を進め、このように組み立てられた争点に関して多くの証拠が提出されている。詳細に論ずれば本意見が不当に長くなるので、証拠の顕著な特色および本件で適用されうる法的原理のみに言及することとする。（*Id.* at 8-10）

（2） ジャクソン郡の総人口は36,881人で、その中で18,801人の男性がいる。白人の人口は34,192人で、有色人種の人口は2,688人である。このことから黒人の人口は全人口の小部分を占めていることは明らかである。21歳以上の男性の人口は8,801人で、その中で606人だけが黒人

である。同郡の若干の地域では陪審選定委員の1人である証人Sの証言によって示されているように、川の南側には“実際にそこに住んでいる黒人はいない”。問題のこの局面に若干の光を投げかけるものとして、実質的な重要さはないけれども、ジャクソン郡のような大きな郡においても、黒人の医師は1人もいないという証拠がある。

被告人側の証拠は長年にわたり同郡において黒人は陪審の任務のために召喚されたことはないことを立証するのに役立っており、そのような証拠（立証）は、正当な重みを与えられるべきである。しかし、本件で提示されている問題は、それよりはるかに広範である、そして裁判所がすべての証拠から、陪審選定委員会の側で人種または肌の色を理由に陪審名簿から黒人を排除することによって彼の人種または肌の色を理由とする黒人に対する人種差別があったことを裁判所が納得しない限り、被告人の申立ては支持されない。生命、自由、または財産に関わる裁判の当事者である有色人種のメンバーは、法律問題として、彼と同じ人種が陪審への地域代表（representative）とされ、特定の事案での人種混合陪審は憲法上の意味において法の平等な保護にとって必要であると主張できないというのが判例の一致した見解であるからである。この点において彼の有する唯一の権利は“彼の生命、自由、または財産について判断する陪審の選定において、彼らの人種を理由にその人種を排除してはならず、彼らに対する人種差別をしてはならない”ということだけである。

公判裁判官の面前の証拠によれば、これらの陪審選定委員は黒人をその人種または肌の色を理由に陪審名簿から排除しなかったという見解を維持するのに十分である。そしてこれらの委員には制定法の下で広範な裁量（a wide discretion）が与えられている。本件での証拠をさらに検討すると、多くの自由土地保有者や持ち家居住者（freeholder or householder）は人種や肌の色とは関係なしに陪審の資格要件を満たしていなかったとして排除されたことが明らかである。事実、義務の遂行に際し、選定委員は同郡

の黒人人口よりも多くの年齢要件を満たしている白人男性を陪審名簿から削除していることは証拠によって明らかであるからである。陪審名簿は、委員会の書記によって作成されたリストから選定された。納税リスト、選挙権者リスト、および電話帳には黒人の名前が記載されており、これら3つは書記によってリスト作成時に利用された。証言によると、人種や宗教などは陪審名簿を作成する際に議論されなかった旨の証言もある。また陪審委員会は“画一的または組織的に誰かを排除”せず、人種や肌の色の問題は言及されず、そのような理由で排除された者はいなかった旨の証言もある。陪審の資格要件は高いので、多くの市民は当然この基準以下であり、これほど多くの白人が委員会によって排除されたということは、委員会が重要な職務をするのにふさわしい（the best available）人物を選定するために正直かつ誠実にその義務を果たしたということを少なくともある程度示している。（*Id.* at 10-11）

（3） これまでわれわれは黒人の名前は、事実、ジャクソン郡の陪審名簿にはなかったこと（立証されていないが）を前提に問題を取り扱ってきた、そして、たとえそのように仮定したとしても、そのような排除は人種または肌の色を理由とするとの主張を裏付ける証拠はないと結論する。陪審名簿にある6人またはそれ以上の黒人の名前は詐欺的に（*fraudulently*）そこで記載されたとの被告人の主張を無視するのではない。しかし、この非難は、この陪審委員会のメンバーとは関わりがない。被告人が主張するように、この委員会が任務を離れ、書類のすべての管理を放棄した後でなされたことである。詐欺の非難は、それが行われたとしても、少なくとも暗示的に委員会の書記の責めに帰すること（*by implication at least, laid at the door of the clerk of the board*）であった。このことに関する詐欺の非難は十分に維持できることに公判裁判官は確信できなかったのである。しかし、われわれは、下級裁判所の決定は、この問題にかかわらず、十分に正当化されると結論するに当たり、この問題のかかる局面の検討は本件で

は全く重要でない（*wholly immaterial*）ので、それに関する意見を明示せずにそれを無視する（*we pass it by*）。

公判の陪審呼出命令状の排除（無効）の申立てに関する決定については、ほとんど何も述べる必要はない。正式起訴状を無効とする申立ての議論の中で、適用される法および関連判例は引用されている。陪審選定委員会が公正かつ正直にその義務を果たす努力をしたのであれば、合衆国憲法の侵害はない。

公判の陪審呼出命令状が作成された陪審名簿を準備した陪審委員会のメンバーの1人は、人種や肌の色にかかわらず、21歳から65歳までの同郡の男性市民の全てのリストから陪審名簿を選定したと述べている。他の2人のメンバーも宣誓供述書で同旨のことを述べてる。これらメンバーの供述が信用できるのであれば、そのような人種差別は立証されなかったことになる。これら役人は、本件に個人的利益を有しないことは明らかであり、本件記録上、彼らが故意に証言を偽ったとする結論を正当化するのは一切認められない。証拠によれば、これら委員は公正かつ正直に彼らの義務を果たす努力をし、事実、陪審リストを選定する際に黒人に対する人種差別をしなかったのであり、連邦憲法の条項は侵害されなかったというのがわれわれの意見である。（*Id.* at 12-13）

（4） 告発女性（*prosecutrix*）の側での性行為に対する同意の問題は本件には関わりがなかった。そのような抗弁は差しはさまれなかった。しかし、それとは逆に、被告人側の立証はこの告発が女性の身体に行われたいかなる暴行もなかったという趣旨のものであった。事実、彼女によって証言されているように、そのような犯罪は行われなかったのである。

本件を支配するルールは、パタソン判決（*Patterson v. State*, 224 Ala. 531）で次のように述べられている。すなわち、“以前の貞潔性は本件正式起訴状で告発されている犯罪の不可欠な要素ではない。そのような場合、強姦は、貞潔でない女性または普通の売春婦に対しても犯されうる”というのである。

被告人は、しかし、確立したルールであるにもかかわらず、告発女性に、証人を弾劾するために、そしてその信用性に影響を及ぼすために、破廉恥罪（moral turpitude）にかかわる犯罪での彼女の有罪に関して被告人が質問することは認められると主張する。そして姦通罪は破廉恥罪にかかわる1つであることは認められうるというのである。

それ故、被告人による反対尋問でなされた質問、すなわち“あなたは姦通の罪で有罪となったことはありますか”の質問に対する州側の異議を認めたのは判決に影響を及ぼす誤り（reversible error）であると主張されている。この質問に適用される従前の判例は、より一般的ではあるが、明確に他の類似の問題にも適用される。実際、先に述べた質問を含むこれらの質問のすべては、そのような質問の性質は記録上何らそのための事実の基礎が一切認められない単なる“証拠漁り（fishing expedition）”の類のものである。しかし、いずれにせよ、このことは別にして、上述引用の判例の下では、本件での裁判所の決定は正当なものとして維持される。（*Id.* at 15-16）

（5） 本件での異議申立ての第2は“単に（現場に）いたというだけで犯罪を犯した者と同様に有罪となる”という指摘に関わる。これは多分、公判裁判官の口頭による説示の以下の一文に関係がある。すなわち、“さて、皆さん、皆さんが両当事者の主張を検討する際にそれを適用するために皆さんに説示する必要がある他の若干の法原理があります。1つは現場幫助の法（the law of aiding and abetting）といわれているものです。これらの言葉の法律上の技術的定義を皆さんにする必要はありませんが、それが何を意味するのかを一般的な文言で私は皆さんに伝えることができます。それはこういう意味です。すなわち、犯罪の遂行を故意に援助し、奨励し、または参加するすべての当事者は、彼ら自身が当の犯罪を実行したかのように有罪となります。これを分かり易く説明すると、もし誰か当事者があなたのところに来て、この町のある店に押し入りたいので押し入るためにあな

たの道具を借りたいと告げ、そしてあなたがそのためにその道具を彼に貸す、そして彼がその道具を持ってその店に押し入るとします。皆さんは押込み強盗（burglar）であり、皆さんは皆さん自身がそこにいて、皆さんがそのことをやったのと同様にその店への押込みで有罪となります。このことは他の犯罪についても真実です。そしてさらに、この問題についてはそれ以上に、他の誰かによって犯罪が実行されている間、皆さんがそのそばに立っている、そして援助をする、または皆さんの存在によって奨励する目的で立っているとします、そしてかかる目的が当の犯罪を実行している当事者に知られており、皆さんの単なる存在が現に彼を励ますとします、とすると、皆さん、あなた方は現場幫助者（an aider and abettor）です。皆さんはこの行為をした当事者と同様に有罪になります。

告発女性が主張しているような現場で行われた暴行または強姦は行なわれなかったというのが被告人（彼は自らを証人として提供していなかったけれども）の主張だった。州側は、被告人による暴行の証拠および被告人と一緒に起訴された者と一緒に、相互に犯罪の遂行を共同して、現場幫助を行ったことを立証するのに役立つ証拠を提出した。このような状況下において、“（黒人）少年の他の者は強姦したが、彼（自分）はしなかった”という被告人の保安官補への供述は許容されたのであり、この点に誤りは認められない（The state offered proof of the assault by defendant, and evidence tending to show that he, and those with whom he was jointly indicted, acted in concert, aiding and abetting one another in the commission of the offense. Under these circumstances, the statement of defendant to the deputy sheriff that the "rest of the boys" committed the rape, but he did not, was admissible, and no error was committed in this regard.）。

本日判決が言い渡された争点類似事件であるパタソン判決においてこの問題は判例を引用しつつ、十分に議論されているので、本件ではこれ以上の言及は必要でない。

下級審でのいくつかの決定を十分に検討した

結果、原判決を破棄する誤りは認められない。裁判官全員一致で、原判決を維持する。（*Id.* at 16-17）

Ⅳ 合衆国最高裁原判決破棄3判決

合衆国最高裁は1932年のパウエル判決において、前出アラバマ最高裁のパウエル、ウィームズ、およびパタソンの判決を一括審理し、合衆国憲法第6修正の弁護人の援助を受ける権利は、少なくとも死刑事件においては、相当な時間的余裕を持って弁護人と相談する権利を包含し、この権利は第14修正のデュー・プロセス条項の保障する基本的権利の1つであり、また被告人が弁護人を雇えないなどの事情のあるときには、その要望のいかんを問わず、被告人に弁護人を選任することは裁判所の義務であるとして7対2で原判決を破棄差し戻した。そしてこれを受けた前出ノリス判決においてアラバマ州最高裁が大陪審および小陪審での黒人排除を強調して第14修正の法の平等条項に違反しないとしてノリスの再度の有罪判決を維持したところ、合衆国最高裁は1935年4月のノリス判決（およびパタソン判決）において合衆国憲法第14修正の法の平等保護に違反するとして全員一致で原判決を破棄差し戻したのである。

そこで以下、右3判決を順次紹介しておく。とくに、パウエル判決とノリス判決は、第14修正の最も重要なデュー・プロセス条項および法の平等条項に関する最も著名かつ重要な判決であるので、あらためて事実関係を含め詳しく紹介しておく。

1 パウエル判決（1932年11月7日）

前述のようにスコッツボロ少年事件（Scottsboro boys）として知られる本判決（*Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45）は、黒人少年多数による白人少女強姦事件に関して裁判所はアレインメント時に地区弁護士会の全員を弁護人に選任したものの、現実には公判当日の朝になって初めて1人が弁護人選任を受諾し、わずか1日の裁判で被告人Xら全員が1人を除き死刑

判決を言い渡された事案につき、Xらは手続の最も重要な時期すなわちアレインメントから公判開始時までに弁護人の援助を受けておらずデュー・プロセスに違反するとしたものである。

【事実】 1931年3月25日、アラバマ州スコッツボロ近辺を通過中の無蓋貨物列車（ゴンドラ・カー）内で7人の白人少年と多数の黒人少年とが乱闘し、白人少年は1人を除き全員、2人の白人少女を残したまま車外に投げ出された。通報を受けた保安官の一団は、列車がアラバマ州の郡首都スコッツボロに到着する前に本件被告人パウエル（X）ら7人のほか2人の黒人少年を逮捕したが、列車内にいた2少女が黒人少年によって輪姦されたとの報が伝わっていたため、スコッツボロに連行時に多数の群衆に取り囲まれるなどきわめて陰悪な状況となった。そこで保安官は、州兵（militia）の派遣を要請した。州兵はXらの安全確保のため、Xらを他の地Z区に移し、法廷出頭など必要な場合に限り、厳重な警戒の下に再びスコッツボロに戻すなどの措置をとった。なお、右2少女は6人の異なる黒人によって順次強姦されたと証言し、そのメンバーの中にいた人物としてXら7人を識別した。（*Id.* at 49-51.）

Xらは3月31日、2少女に対する強姦の罪で起訴されたが3グループに分離の上、アレインメントに付され、起訴状朗読後、いずれも公判廷で無罪の答弁をした。6日後の4月6日、公判が始まり、裁判所が公判進行準備の有無を尋ねたところ、訴追側は準備完了と答えたが、被告人側弁護人は誰も出廷していなかった。その後、裁判所との長いやりとりの後で、地元弁護士会所属のMがやむなしとして弁護を引き受けることを了承した。なお、公判裁判官は質問に答えて、アレインメント時に「地元弁護士会のすべての弁護士を選任していた」ため弁護を引き受けてくれるものと考えていたと述べたが、「公判当日の朝まで」弁護人が選任されることがなく、いずれにせよ「このような気まぐれなやり方で、死刑事件での弁護人問題が処理された」のである。（*Id.* at 53-56.）

3公判はいずれも1日で終了した。アラバマ州

法によると強姦の法定刑は10年の拘禁刑から死刑までで、陪審がその裁量で決定することとされていた。陪審は、1人を除き被告人Xら8人を有罪と認定し、全員に死刑判決を言い渡した。公判裁判官は新公判の申立てを却下し、州最高裁判所は6対1で（アンダソン長官のみ公平な裁判に反するとして強力に反対した）、1人については原判決を破棄したが、残り7人についてはすべて原判決を維持した。（*Id.* at 50, 74.）

これに対し、合衆国最高裁は死刑判決を維持した原判決を再審査するために上告受理の申立てを容れ、全事件を一括審理した上、第6修正の弁護人の援助を受ける権利は、少なくとも死刑事件においては、相当な時間的余裕をもって弁護人と相談し公判準備をする権利を包含し、この権利は第14修正のデュー・プロセス条項の保障する基本的権利の1つであり、また被告人が弁護人を雇えないなどの事情があるときには、その要望のいかんを問わず、デュー・プロセスの要請として被告人に弁護人を選任することは裁判所の義務であるとして、7対2で原判決を破棄差し戻した。なお、法廷意見の執筆はサザランド裁判官である。

【判示】（1） 上告人パウエル（X）らは2人の白人少女への強姦罪で告発された。同犯罪は1931年3月25日に行われたとされる。3月31日に州の第一審裁判所に正式起訴状が提出され、Xらは同日のアレインメント（罪状認否）手続時に無罪の答弁をした。右アレインメント時にXらに弁護人が付されていたが、弁護人が私選（employed）されたことはなく、いつ、いかなる状況下に弁護人の選任がなされたのか、そして誰が選任されたのかも記録上明らかでない。後に公判裁判官は質問に対して、「Xらのアレインメント手続のために地元弁護士会の全メンバーを選任した、その時はもちろん、弁護士会のメンバーは、Xらを続けて援助してくれるものと考えていた」と答えている。訴追側の要請で公判が3グループに分離され、各被告人はアレインメント手続でいずれも無罪の答弁をしたが「各公判はいずれも1日で終了した」ことに争いはない。（*Id.* at 49-50.）

（2） 当裁判所においてXらは、第14修正に違反してデュー・プロセスおよび法の平等保護を否定されたことを理由に、原判決を攻撃している。とりわけ①Xらには公正、公平、かつ慎重な公判が否定された、②弁護人依頼権（right to counsel）が否定された、そして③同人種の資格あるメンバーが組織的に排除された陪審裁判で審理されたと主張している。われわれが以下に検討するのは、弁護人依頼権の否定に関する右の第2点に限定される。（*Id.* at 50.）

「われわれは、州の制定法または憲法に違反する主張に関わる州裁判所のいかなる誤りとも一切無関係である。われわれに認められている唯一の調査は、連邦（合衆国）憲法が侵害されたかどうかである。このことに関するわれわれの調査は、Xらが実質的に弁護人依頼権を否定されたか、もしそうであれば、このような否定は第14修正のデュー・プロセス条項に違反するかどうかに限定される。」（*Id.* at 52.）

第1、本件記録によれば、正式起訴状の提出後直ちにXらはアレインメント手続に付され、無罪の答弁をした。弁護人がいるかどうか、あるいは弁護人を選任することができるかどうか、あるいは弁護人の選任を希望するかどうか、もし連絡がとれれば、このことに関して援助を受けることのできる友人や親戚がいるかどうかについてXらは尋ねられなかったことは明白である。Xらに家族と連絡する合理的な機会を与え、弁護人選任の努力をすることが無駄な儀式（idle ceremony）でなかったであろうことは、有罪判決直後に有能な弁護人がXらの代理人として出頭した（appeared in their behalf）という事実によって示されている。このことはアンダーソン首席裁判官の原判決に対する反対意見の中で指摘されている。すなわち、同裁判官は、「彼ら（被告人）はアラバマ州外の居住者であり、他の2州に分散して居住している家族や友人と接触する時間もその機会もほとんど与えられなかった」と指摘し、被告人らの有罪判決直後に出頭した弁護人の活動状況から判断すれば、各グループの公判を合理的に遅らせることによって（by a reasonable delay）家族等との接

触の機会が与えられておれば、被告人らは代理人としての有能な弁護人を選任できたであろうことは明らかであると指摘しているのである。(Id. at 52-53.)

弁護人依頼権が認められるというのであれば、被告人には自らの選択において弁護人を確保する公正な機会が被告人に付与されるべきであるということはほとんど指摘するまでもない。本件ではこのようなことが行われなかっただけでなく、本件での弁護人の選任は、極めて不明瞭にかつ極めて公判に接近してなされていたため、この点において効果的で実質的な弁護人の援助を否定したことに相当する。このことは、本件記録を少し吟味すれば十分に明らかである。(Id. at 53.)

起訴状提出6日後の4月6日、公判が始まった。最初の事件の公判で裁判所は両当事者に公判準備ができていのかどうかを尋ねた、訴追側は準備完了と答えたが、被告人側のために誰一人答弁せず、Xらを代理しあるいはXらを弁護するために誰一人法廷に出頭していなかった。地元弁護士会のメンバーではなくテネシー州の弁護士であるロディ（Roddy）が、自分は弁護士として選任されていないが、この事件に関心ある人物からこの事件について話を聞いて出かけてきたと発言した。そこで裁判所がXらのために出頭する意思があるかどうか尋ねたところ、Rは裁判所が選任する弁護人と一緒に出頭したいと答えた。長いやりとりの後、結局、地元弁護士会の指導的メンバーのムーディ（Moody）がロディに協力し、できるだけのことをしたい旨発言し、裁判所が結構です（all right）としてこれを認めた結果、公判が始まった。「このような気まぐれなやり方で（in this casual fashion）、死刑事件での弁護人の問題が処理されたのである。それ故、公判当日の朝まで被告人を代理する弁護人が指名されることも明確に任命されることもなかった。」その時まで、公判裁判官は限定的な“被告人のアレインメント手続きのために”“地元弁護士会のメンバー全員を選任”していた。被告人Xらの代理として弁護人が法廷に出頭しなければ、彼らがその後、

Xらの代理人となるつもりであったか否かは、単なる推測上の事柄にすぎず、あるいは公判裁判官が示唆したように、裁判所側の単なる期待事項にすぎなかった。そのような任命は、われわれの意見によれば、本来の意味における、弁護人任命の要件を全く満たしていない。(Id. at 53-56.)

「いずれにせよ、本件状況の下では、これら被告人に対する手続の中でおそらく最も重要な時期、すなわち（弁護人との）相談、徹底的な調査および準備がきわめて重要であるアレインメントから公判開始に至るまでの時期を通じて、被告人らは公判自体におけると同様にこの時期を通じて弁護人の援助を受ける権利があったにもかかわらず、彼らはいかなる現実の意味においてもそのような援助を受けなかったという結論に至らざるを得ない（In any event, the circumstance lends emphasis to the conclusion that during perhaps the most critical period of the proceedings against these defendants, that is to say, from the time of their arraignment until the beginning of their trial, when consultation, thoroughgoing investigation and preparation were vitally important, the defendants did not have the aid of counsel in any real sense, although they were as much entitled to such aid during that period as at the trial itself.）。」(Id. at 57.)

第2、アラバマ州憲法は、すべての刑事訴訟において被告人（the accused）は弁護人の援助を受ける権利を有すると規定する。そして州の制定法は、裁判所は死刑事件において、被告人（defendant）が弁護人を雇う（employ）ことができない場合、被告人のために弁護人を選任することを要求している。州最高裁判所は、（本件で）これらの規定は侵害されていないと判示した。「われわれは、この判示に介入することはできない。しかしながら、われわれに判断する義務があり、かつ判断する能力のある問題は、弁護人の援助（を受ける権利）の否定は連邦（合衆国）憲法第14修正のデュー・プロセス条項に違反するかどうかである。」(Id. at 59-60.)

重罪で告発された被告人には弁護人の援助を

受ける権利のあることを認めるには、わが憲法採用時のイギリスのコモン・ローで類似の権利が認められていたことを必要とするのであれば、その権利をデュー・プロセスの必要物として認めるのは難しい。イギリスでは当初、反逆罪または重罪で告発された者には、法律上の問題に関するものを除き、弁護人の援助は否定された。ところが、同時に民事事件の両当事者や軽罪で告発された者には弁護人の完全な援助を受ける権利が与えられていた。1688年の革命後、このルールは反逆罪に関して廃止されたが、重罪に関しては、1836年の議会の立法で完全な権利が認められるまで存続していた。軽犯罪で弁護人の援助を受ける権利を認めながら、そのような援助が最も必要な重大な性格の犯罪の場合にそれを否定するというのは、明らかに軽重の判断感覚が倒錯（a perversion of all sense of proportion）しており、このルールは一貫して激しく、時には情熱的なまでにイギリスの政治家や法律家によって攻撃された。早くも1758年に、ブラックストーン（Blackstone）は、このルールがコモン・ローで確立していることを認めつつ、イギリス法による囚人（prisoners）の人道の取扱いと調和していないと批判した。他方、コーク卿（Lord Coke）がこのルールを弁護した根拠の1つは、重罪事件においては裁判所自体が被告人のための弁護人であるということであった。しかし、その機能が純粋に司法的である裁判官が、どのようにして効果的に被告人のための弁護人の義務を果たすことができるのか。裁判官は、裁判所面前の手続で被告人が公正・公平に取り扱われていることに留意できるが、事実を捜査し、弁護を助言し、指示することはできない。（*Id.* at 60-61.）

このルールは英領植民地において否定された。連邦憲法採用以前にメアリーランド州憲法はすべての刑事訴追において被告人は弁護人を認められる権利があると宣言した。マサチューセッツ、ニューヨーク、ペンシルバニアの各州憲法は同旨の権利を宣言した。ロード・アイランド州では1842年に最初の憲法が採用されたが、早くも1798年に制定法によって、連邦憲法第6

修正の文言と同じく、“すべての刑事訴追において、被告人は自己を防御するために弁護人の援助を受ける権利がある”ことが規定された。かくして、13英領植民地のうち少なくとも12の植民地で、本件で検討中の問題に関し、イギリスのコモン・ローのルールが明確に否定され、弁護人依頼権は、1、2の例外を除き、すべての刑事訴追において完全に承認されたのである。（*Id.* at 61-64.）

（3）当裁判所は1884年のハタード判決（*Hurtado v. California*, 110 U.S.516）において、州による殺人罪の起訴について、大陪審による正式起訴が必要とされるのは、第14修正のデュー・プロセスの要求ではないと判示した。そして当裁判所は、その結論の裏付けとして、第5修正にはデュー・プロセス条項のほかに、「何人も、大陪審による正式起訴または告発によらない限り、死刑その他の重罪に問われない」との明示の規定があることに言及し、この重要な修正条項の条文には余分なものはないと解釈すべきであるから、かかる憲法の意味において、デュー・プロセス条項には大陪審での手続が含まれていないとした。そして州の行為を規制するために第14修正で採用されたこれと同一のデュー・プロセスという文言は、同一の意味で用いられたものと解釈すべきであるとして、もし大陪審制度を州に残すのが同修正条項の意図であったとすれば、第5修正がそうであったように、第14修正にはその趣旨の明示の宣言が具体的に表現されていたであろうと指摘したのである。（*Id.* at 65-66.）

第6修正は、「すべての刑事訴追において、被告人は、自己を防御するために弁護人の援助を受ける権利を有する」と定めている。ハタード判決の理由付けによれば、弁護人依頼権は第6修正により明示に保障されているのであるから、それはまたデュー・プロセス条項にも含まれるという結論を正当とすることは困難である。しかし、当裁判所は、その後の判例で、州裁判所の判断は、たとえ正当な補償なしに私有財産を公共の用のために徴収することを認めた制定法によって是認されたものであるとして

も、正当な補償なしに私有財産を公共の用のために徴収されないことを第5修正は明示に定めているにもかかわらず、第14修正の要求であるデュー・プロセスに違反すると判示した。同様に、当裁判所は、第1修正において連邦議会は言論、出版の自由を制限する法律を制定してはならないと明示に定めているにもかかわらず、言論、出版の自由は第14修正のデュー・プロセス条項によって保護されている権利であると判示しているのである。(Id. at 66-67.)

これらの判例は、ハタード判決で示された包括的なルールにも例外のあることを認めている。ある権利が連邦憲法の他の個所で明示に保障されているにもかかわらず、第14修正のデュー・プロセス条項にも含まれるか否かを判断する際の決定的な要因の1つは、このような権利を否定すれば“われわれすべての市民的、政治的制度の根本にある正義と自由の基本的原理(fundamental principles of liberty and justice)”を侵害することになるかということである。当裁判所および他の裁判所の表現を概観すると、弁護人の援助を受ける権利がこのような基本的性格を有するものであることは明らかである。(Id. at 67-68.)

当裁判所およびわれわれが知る限りの他の裁判所によれば、告知と聴聞(notice and hearing)が憲法上のデュー・プロセスの要求の基本的要素を構成するものであることは疑いない。では、聴聞(a hearing)には何が含まれているのか。沿革上も実務上も、わが国では、少なくとも権利を主張する当事者がそのことを希望し、かつそれを提供したとき、この聴聞には常に弁護人の援助を受ける権利が含まれると考えられてきた。この聴聞を受ける権利(the right to heard)には弁護人による聴聞を受ける権利が含まれていないとすれば、それは多くの場合、ほとんど無意味なものとなろう。「知性と教養ある一般市民であっても、法律学の素養は余りなく、時には全くない。犯罪で起訴されても、彼は一般に、その起訴が正当か不当かを独力では判断できない。彼は証拠法に不案内である。弁護人の援助なしに放置されると、彼は十分な嫌疑なし

に裁判にかけられ、証拠能力のない証拠、あるいは争点に関連性のない証拠その他の許容できない証拠に基づいて有罪とされるかもしれない。たとえ彼に完全な防御理由があるとしても、防御の準備に必要な技術も知識もない、彼は自己に不利な手続のあらゆる段階で弁護人の導きの手を必要としている。それがなければ、身に覚えがないにもかかわらず、自己の無罪を主張する術を知らないがために、有罪判決を受ける危険に直面することになる。このようなことが知性ある人々にとっても真実であるというのであれば、それは無知で文盲な人々あるいは知性に欠ける人々にとってはるかに真実であることになる。(Even the intelligent educated layman has small and sometimes no skill in the science of law. If charged with crime, he is incapable, generally, of determining for himself whether the indictment is good or bad. He is unfamiliar with the rules of evidence. Left without the aid of counsel he may be put on trial without a proper charge, and convicted upon incompetent evidence, or evidence irrelevant to the issue or otherwise inadmissible. He lacks both the skill and knowledge adequately to prepare his defense, even though he have a perfect one. He requires the guiding hand of counsel at every step in the proceedings against him. Without it, though he be not guilty, he faces the danger of conviction because he does not know how to establish his innocence. If that be true of men of intelligence, how much more true is it of the ignorant and illiterate, or those of feeble intellect.) 民事であれ刑事であれ、何らかの事件で、州または連邦の裁判所が当事者に雇われ弁護のために出頭した弁護人による当事者の聴聞を専断的に拒否したとすれば、そのような拒否は聴聞の否定になり、それ故、憲法上の意味におけるデュー・プロセスの否定になるであろうことは合理的に疑い得ないのである。」(Id. at 68-69.)

(4)「本判決で先に詳論した事実——被告人らの無知文盲、若者であること、民衆の敵意ある環境、軍隊による被告人らへの周到な監視と拘禁、被告人らの家族や友人はすべて他州にい

るため、彼らとのコミュニケーションは当然に困難であり、とりわけ被告人らは生命に関わる危険に直面していたという事実——に照らして、われわれは、公判裁判所が被告人らに弁護人を確保する合理的な時間および機会を提供しなかったことは明白なデュー・プロセス違反であったと考える。しかし、たとえ弁護人を雇う機会が与えられていたとしても、被告人らにその余裕がなかったことを考えると、上述した本件状況の下では、弁護人の必要性は極めて重要かつ不可欠であったから、公判裁判所が効果的な弁護人の選任（an effective appointment of counsel）をしなかったことは同様に第14修正の意味におけるデュー・プロセスの否定であると考ええる。他の刑事訴追の下において、または他の状況下において、そのようにいえるかどうかについては判断する必要はない。必要とされる判断はただ、われわれが現に判断するように、死刑事件において、被告人が弁護人を雇うことができず、無知、精神薄弱、文盲等のために十分に自己を防御できない場合には、その要望のあるなしにかかわらず、法のデュー・プロセスの当然の要請として彼に弁護人を選任することは裁判所の義務であること、そして事件の準備および公判での効果的な援助（effective aid）が来ないような時間ないし状況下での選任では、かかる義務は果たされたことにはならないということである。」（*Id.* at 70-71.）

「聾啞で文盲かつ精神薄弱で弁護人を雇えない被告人が死刑事件で告発され、無傷で対峙した州勢力を相手に、自己を弁護するための弁護人の任命のないまま訴追側によって起訴され、公判に付され、有罪となり、そして死刑判決の言い渡しをうけたという極端な例を考えてみよう。このような結果は、もし死刑が執行されたとすると、ほとんど司法殺人にほかならず、法のデュー・プロセスの保障を大きく侵害するものであることは疑いえない。このような状況下で公判裁判所に弁護人を選任する義務のあることは明らかであり、このことは本件記録が示している状況下で明らかであるのと同じである。そして裁判所にそのような権限のあることは、

たとえ制定法が欠如している場合であっても、疑いえないことである。弁護士は裁判所の職員（officers）であり、そのような選任を求められたときには職務に服する義務がある。」（*Id.* at 72-73.）

〈バトラー裁判官の反対意見〉（レイノルズ裁判官同調）

パタソンを含む9人の被告人が一連の正式起訴状で告発され、彼らはまた別途分離して（separately）訴追された。彼らを一括して審理する代わりに州側は4回の公判を開き、多くの被告人の有罪または無罪を確認するために1つの裁判で行おうとすると不可避免的に伴う誤りおよび不正義の危険を減少した。ウィームズとノリスが最初に審理された。パタソンは次に分離した起訴状に基づいて審理された。それから5人が審理された。これらの8人は有罪と認定された。R・ライトは最後に審理され、有罪とされなかった。有罪とされた8人の被告人はこれら3件を州最高裁に控訴し、州最高裁においてウィリアムスに関する判決は破棄され、残り7人の控訴人に対する有罪判決は維持された。（*Id.* at 74.）

各判決につき異なった裁判官の執筆による3つの判決があった。7人の裁判官が本件に関わった。唯一反対意見を表明した首席裁判官は、原判決を破棄するに足る被告人の主張を認めず、被告人は公正な裁判を受けなかったとの結論を下す際に十分と考えた種々の問題点に言及したにとどまった。ロディ氏が単にアミカス・キュリーとして出廷したという指摘は不正確と考える。彼は被告人らの友人の求めに応じて最初からそこにいたが、私選弁護人として出廷したのではなく、裁判所によって選任された地元弁護士を支援するための弁護士料が支払われない弁護人であったと明言している。

本件記録によれば、被告人らは、民事事件と同様に刑事事件においても長く輝かしい経歴のある地元弁護人会の有力メンバーであるミロ・ムーディ（Milo Moudy）によって代理（弁護）された。とりわけ最初に審理された事案において、極めて厳しい（rigorous and rigid）反対尋

問が強姦の犠牲者とされる州側の証人に対して行われた。ロディやムーディが恐怖によって彼らの義務を十分に果たさなかったと考える証拠は全くない。証拠の示すところによると、州側の証拠は十分に有罪判決を裏付けている。「そしてこれら3件の被告人はいずれも、自己自身の無罪を主張する一方で、他の被告人らは告発された犯罪をしたと証言している」のである。（*Id.* at 75-76.）

公判裁判官が申立人に弁護人を確保する時間と機会を与えなかったのがデュー・プロセスの否定であったとの決定は必要（enough）であるとしても、この意見で終らせるべきである。しかし、当最高裁はさらに“本件裁判官が弁護人の効果的な援助をさせなかったというのは同様に、第14修正の意味でのデュー・プロセスの否定である”と宣言したのである。これはいくつかの州によって排他的に占有（occupied exclusively）されてきた分野での連邦権限の拡大である。当裁判所は、この検討を要請されたこともないのに、州裁判所での刑事手続に関する重要な憲法上の問題を、審理もせずに（without hearing）判断をしているのである。（*Id.* at 76.）

申立人らが連邦憲法によって保障される権利を奪われたことを示すものは記録上一切認められないので原判決は維持すべきであると考え。（*Id.* at 77.）

2 ノリス判決（1935年4月1日）

本判決（*Norris v. Alabama* 294 U.S. 587）は、州最高裁ノリス判決での有罪判決維持に対し、上告受理の申立てを容れ、本件での黒人排除による陪審選定方法は合衆国憲法第14修正の法の平等保護条項に違反するとして原判決を破棄差し戻したものである。

【事実】 申立人C.ノリスは1931年3月1日、アラバマ州ジャクソン郡において強姦の罪で正式起訴された9人の黒人少年の1人である。同郡で公判に付された中で8人が有罪とされた。州最高裁はこれら8人のうち1人の有罪を破棄し、ノリスを含む7人の有罪を維持した。当裁判所は、彼らはデュー・プロセスを否定された

ことを理由に有罪判決を破棄した。

差戻し後に裁判地の変更の申立てが認められ、事件はモーガン郡に移送された。ノリスは1933年11月に公判に付された。その冒頭で、正式起訴がなされたジャクソン郡において黒人が陪審から排除されていたことを理由に起訴の無効（quash）の申立てがなされた。モーガン郡での公判の陪審呼出命令状を無効とする申立ても、同郡における黒人の陪審からの排除を理由に行われた。公判裁判所は、両申立てを退けた上で手続を進め、ノリスを有罪とし、死刑を言い渡した。州最高裁はノリスが提起した連邦問題を検討した上で、有罪判決を維持した。（*Id.* at 588-589.）

【判示】 (1) 第1、本件に関わる憲法問題については争いがない。古くから宣明されているこの原理は、州最高裁によって明示に認められた。従前の判決の効果を正確に要約して当裁判所は、大陪審からの職務の排除に関して、この原理を次のように述べている。すなわち、“立法によると裁判所によると執行官ないし行政官によるとを問わず、州のいかなる行為であっても、アフリカ系の人たちが単に人種または肌の色だけを理由に、アフリカ系の人の刑事訴追において陪審員として勤めることから排除されるときは常に、合衆国憲法第14修正に違反して法の平等保護が否定される”というのである。この原理は小陪審の任務からの黒人の類似の排除についても同様に適用される。

問題は、この確立した原理の本件記録によって示されている事実への適用にある。問題は事実の問題であるということは、連邦上の権利が事実否定されたかどうかを判断する義務からわれわれを解放しない。連邦上の権利が州の裁判所においてとくに（specially）取り上げられ主張されているとき、それは明示の文言で否定されたかどうかだけでなく、それがその実質および効果において否定されたかを調査することはわれわれの領域である。このことが証拠の調査を必要とするのであれば、そのような調査はなされなければならない。さもなければ、当裁判所による再審査は憲法上の権利を保護すること

において、その目的を達成できなくなるであろう。それ故、連邦上の権利および事実認定に関する州裁判所の結論が極めて相互に関連しており（so intermingled）、後者が前者を規制するときは常に、連邦上の権利の相当な執行が保障されるために事実を分析することはわれわれの義務である。（*Id.* at 589-590.）

（2） 第2、ジャクソン郡の人口は1930年には36881人で、そのうち2,688人が黒人だった。21歳以上の男性の人口は8,801人で、そのうち666人が黒人だった。

陪審員の資格（要件）は、1923年のアラバマ州法によって定められていた。“陪審選定委員会（jur commission）は、一般に正直で理解力あるとの評判があり、その高潔性、善良な性格、および健全な判断力でそのコミュニティにおいて尊敬されている郡のすべての男性の名前を陪審名簿および陪審員席に載せる（place on the jury roll and in the jury box）”こととする。しかし、21歳未満または65歳以上の者、または常習的大酒飲み（habitual drunkard）または永続的病気ないし肉体的虚弱性のため陪審員の義務を果たせない者、または英語を読めない者、または破廉恥罪（moral turpitude）で有罪とされたことのある者は選定されてはならない。英語を読めないがその他前記のすべての資格を備えており、かつ自由土地保有者ないし持ち家居住者（a freeholder or householder）であれば、彼の名前は陪審員名簿および陪審員席に記載される”と定めている。

ジャクソン郡での同法の現実の施行において憲法に反する人種差別（discrimination）があるの非難を裏付けるための証拠を被告人は提出した。州裁判所が述べているように、その証言は“昔から同郡において黒人は陪審の務めを果たすために呼び出されたことはなかった”ことを立証するのに役立った。同郡で一生暮らしていた証人の記憶によれば、同郡で大陪審または小陪審での務めを果たした黒人はいなかったのは明らかである。年齢が50歳から76歳までの人々によって同旨の供述がなされた。彼らの証言は反駁されなかった。それは役人（officials）の

証言によって裏付けられた。陪審制定委員会の書記および巡回区裁判所の書記は、ジャクソン郡における大陪審で黒人が務めを果たしたことについて1度も知らなかった。同郡で20年間にわたり1度も開廷に欠席したことのなかった法廷速記者（court reporter）や陪審選定委員会の2人の委員は、同旨のことを証言した。後者の1人は、同郡の全歴史において今までに黒人が大陪審または小陪審として務めを果たした1例も知らない”と証言した。「この証言それ自体、憲法が保障している平等保護の否定に関する一応有利な証言の役割を果たしている（made out a prima facie case）。」さらにこれを補足するものとして、およそ30人以上の黒人は陪審の職責（jury service）を果たす資格があったとする直接証言がある。これらの有資格の黒人の中には、黒人学校の教育委員会のメンバーである黒人等が含まれていた。また同郡の黒人が連邦裁判所での陪審の義務を果たすために召喚されたことも明らかだった。ジャクソン郡の“良い黒人”の“健全な判断”の欠如に関して意見を述べたローカル紙の編集長もいたが、個々の黒人の資格に関する証言は、ジャクソン郡においては陪審員の資格を有する黒人がいたことを立証していたとわれわれは考える。

黒人の名前が陪審員名簿に事実あったかどうかの問題が生じた。1930年から1931年にかけてジャクソン郡での陪審員名簿を含む書類が提出された。1931年に問題の大陪審が選抜された元の陪審名簿を作成した委員会を継いだ陪審選定委員会の1人が保管していたものだった。この陪審員名簿には6人の黒人の名前があった。それらはアルファベット順に整理された地区リスト（precinct lists）の最後にそれぞれ別々に（respectively）記入されていた。これらの記入の真正さが争われた。問題の陪審員名簿が作成された後で、そして新しい陪審選定委員会が就任した後で、その新しい委員の1人が先の委員会によって名簿の上に置かれた名前の後に線を引くように新しい書記に命じたことは明らかだった。検討中のページの上にあるこれらの線は赤線であった。そして先の委員会の書記は、こ

れらの赤い線は彼によって書き込まれたものではないと証言した。新しい陪審名簿のために新しい書記によってなされた記入は、これらの線の下にあった。

6人の黒人の名前はいずれの事例においても、赤い線の丁度上に書かれていた。経験に富む専門家は、これらの名前は赤い線の上に付加（superimposed）されたものである、すなわち、線が引かれた後で書き込まれたものであると証言した。この専門家証言は反対尋問を受けることなく、彼に反駁する証言も提出されなかった。正式起訴状無効の申立てを却下する際に、公判裁判所は、誰かが犯罪を犯した、または陪審選定委員会（jury board）が“彼らの義務を守らず、書類に不正な変更をする（tampered with）ことを立証した”と推定する権限はないという見解を明らかにした。結論は、黒人の名前は陪審名簿にあったということだった。（*Id.* at 592-593.）

証拠によれば、かかる結論は正当化できない。州最高裁はそれを支持しなかった。同裁判所は、黒人の名前が陪審名簿に詐欺的にのせられた（fraudulently placed）という非難は陪審選定委員会のメンバーに関わりがない、そしてこのような非難は少なくとも暗に委員会の書記の責任であった（laid at the door）と指摘した。同裁判所は、この問題にかかわらず判決に至り、この事柄の局面は“全く重要でない”として、それに関する意見を何ら明らかにせずにそれを無視した。

たとえ陪審名簿に黒人の名前がなかったとしても、人種または肌の色が原因で記載されなかったことが立証されていないとの理由で地裁は、その判決を基礎付けた。制定法は陪審の資格に高い基準を設定しており、陪審選定委員会には広範な裁量が与えられていたことを指摘した。そして同郡の全部の黒人人口よりも多い年齢資格を有する白人市民が陪審名簿に記載されていないことに言及し、“人種、肌の色、政治関係、宗教または友愛関係（fraternity association）の問題は”同委員会によって議論されず考慮されなかったのであるから人種または肌の

色を理由に誰も排除されなかったとの趣旨のものととして同証言を考えたのである。

証言は陪審委員会のやり方を示していた。問題の陪審名簿を作成した委員の1人および同委員会の書記は、その準備に関して証言した。他の2人の委員は証言しなかった。委員の指示の下に書記は選挙民の登録リスト、投票リスト、納税リスト、および電話帳に基づいた予備リストを作成したことが示された。同書記は、制定法または資格を考慮せずに21歳から65歳までのすべての男性市民のリストを作成したと証言した。委員（の1人）は有色人種の名前の後に“有（col）”という呼称（designation）が置かれたと証言した。そして同委員は、陪審名簿のための選定に際し、人種または肌の色を理由に“自動的ないし組織的に”排除されたものは誰もいなかった、“肌の色について調査しなかったし、そのことは議論されなかった”と証言した。

しかし、陪審員名簿作成の是非を判断する際に、これらの供述を他の証言から切り離して考えることはできない。すでに見たように、陪審員の資格ある黒人が同郡にいたとの証言があった。この証言は直接的かつ特定のだった。十分に特定されたこれらの人々に関する証言は、直接的な証拠によって争われなかったという事実は無視できない。これらの黒人の名前が予備リストに記載されていなかったと仮定する根拠はない。同証言から引き出されるべき推論は、彼ら黒人の名前は予備リストに記載されていたということ、そしてそのリストの上に黒人として印をつけられていた（designated）こと、そして彼らの名前は陪審員名簿に記載されていなかったということである。これら（黒人）の名前がなぜ陪審名簿から排除されたのか？ それは制定法上の資格が欠けていたからだったのか？ 黒人の陪審員としての資格が本当にかつ十分適切に検討されたのか？（*Id.* at 594-595.）

この決定的問題に関する委員の証言は、本件を白日の下にさらしている。この証言によって、これらの黒人は、年齢を理由に、または高潔性ないし判断力に対する地域社会での尊敬が欠け

ているために、あるいは病気その他の適格性の欠如を理由に排除されたのではないとの結論が導かれる。この点に関する特定の質問への委員の答弁は、黒人は“一切議論されなかった”というのであった。彼の証言からの引用を以下の脚注（n.2）に掲げておく。

問：あなたは最初に、彼が21歳以下または65歳以上の男性であったのでその年齢を理由に、そして第2に、彼は健全な常識を備えて判断のできる人とのコミュニティにおいて上品で尊敬すべき市民として尊敬されていなかったことを理由に、黒人を陪審名簿から排除したことはありますか。あなたは今までに彼は健全な感覚と判断のできる人としてコミュニティにおいて尊敬されていなかったそして黒人を取り扱ったことを見たり聞いたりしたことがありますか。

答：いいえ、ありません。

問：彼が精神に影響を与えるかもしれない、または現に与えている病気であることを理由にあなたはその黒人を選べないと言った機会がありましたか。あなた自身、特定の黒人に関してそのようなことを言ったことがありますか。

答：いいえ、ありません。

問：あなた自身、これらのリストを作成した際の陪審（選定）委員の1人として、彼が破廉恥罪で有罪とされたことがあることを理由にこの黒人を採用するつもりはないと言ったことがありますか。あなたはその理由で黒人を排除したことがありますか。あなたは個人的にジャクソン郡での知識の下で、このカテゴリーに入る黒人であると認めたことがありますか。

答：何も思い出せません。いいえ知りません。

問：英語を読めないという事実に基づいて、そしてこの黒人が自由土地所有者でも持ち家居住者でもないとの理由でジャクソン郡において排除された黒人を知っていますか。彼が禁酒法の規定を理由に陪審としての務めを果たすことを酒を禁止されている（prohibited under the rules from serving by reason of that provision）ことを理由にあなたはこの黒人を採用できないと

言ったことがありますか。

答：いいえ、ありません。

問：誰かがあなたのいるところで？

答：議論されたことはありません。

問：あなたは陪審選定委員（jury commissioner）を何年やっていたのですか。

答：ビップ・グレイヴズ政権（Bibb Graves administration）下で1928、1929、1930年委員を勤めました。

問：私が先ほどあなたの注意を呼びかけた無資格条項（disqualifying provisions）を理由にジャクソン郡で黒人を排除した機会がありましたか？

答：私が知っている限りありません。

証拠によれば、州裁判所で到達されたと異なる結論になるというのがわれわれの意見である。1世代ないしそれ以上の間、ジャクソン郡において陪審の務めを果たすために召喚された黒人はいなかったということ、陪審選定委員会のやり方に従って彼らの名前は年齢の要件を満たした男性市民の予備リストに通常載せられるであろうにもかかわらず陪審名簿に黒人の名前が載せられていなかったという証拠、および黒人の資格を相当に考慮しなかったことに関する証言は、憲法が禁止する人種差別を確認したとわれわれは考える。かかる理由に基づいて正式起訴状を無効とする（quash）ことは認められるべきであった。

（3） 第3、 本件公判が行われたモーガン郡の人口はジャクソン郡のそれより大きく、黒人の割合ははるかに大きかった。モーガン郡の1930年における人口は46,176人で、このうち8,311人が黒人だった。昔からそこに住んでいる証人の記憶によれば、黒人が同郡で陪審として務めを果たしたことはなかったし、そのような職務のために喚問されたこともなかった。これら証人のうち何人かは50歳を越えており、常にモーガン郡に住んでいた彼らの証言は矛盾していなかった。同郡に30年間住んでおりかつ4年以上任務についていた巡回区裁判所の書記は、彼の任職中およそ2,500人の人々が陪審の

務めのために喚問された。彼らの誰1人として黒人でなかった、有色人種がモーガン郡において何らかの陪審として務めをのを見たことを思い出せないと言明した。同郡には陪審の義務を果たす資格ある多くの黒人がいたことを示す多くの証言があった。陪審を務める資格のある黒人に関するさらなる証拠を提出するために被告人の弁護人がもう1人の追加的証人の喚問を求めたとき、公判裁判官は、証拠が重複しているとして証言を制限した。

黒人の名前が陪審名簿に載せられていたという結論を裏付ける証言は認められない。そのような名前は明らかにされなかった。長年にわたり黒人は陪審の務めのために喚問されなかったという証拠それ自体、陪審名簿に黒人の名前が欠如していたことを立証するのに役立っており、州側はその存在を立証する努力をしなかった。公判裁判所は、被告人の立証を当該年の陪審名簿（present jury roll）に限定した。被告人側の証人として喚問された郡に保安官は、陪審名簿を精査し、陪審員名簿の名前をAからZまで逐一調べた後で、そこに1人の黒人も指摘できなかったと言明した。

このような古くから続いた変わることのない黒人の陪審の任務からの全面的排除に対し、憲法上の命令と一致した正当化理由は認められない。われわれは、州裁判所がその判決の基礎とした陪審選定委員の証言を注意深く検討した。これら委員の1人は自ら証言し、他の2人の委員は短い宣誓供述書（affidavits）を提出した。問題の陪審名簿が作成された当時有効であった制定法によって、陪審選定委員会の書記は、21歳から65歳までのすべての男性の名前、彼らの職業、住居地、および勤務場所を入手（obtain）することが要求された。これら陪審員名簿に記載された人々の資格はすでに引用した制定法によって定められた資格と同一だった。口頭で証言した陪審選定委員会の1人のメンバーは、必要とされる年齢のすべての男性市民の名前を含むリストが作成された、黒人住民はこの一般的リストから排除されなかった、陪審員名簿を作成する際に、人種や肌の色を考えなかった、こ

のような理由で排除された者はいなかった、陪審員名簿に制定法の下で資格を有する人々の名前を記載したと言明した。同委員会の他のメンバーの宣誓供述書は同趣旨の一般的供述を含んでいた。かかる証拠は被告人がすでに果たした強力な一応有利な立証（prima facie case）を反駁したことにはならない。

長年にわたり続けられた黒人の陪審の務めからの排除に関する立証、および多くの黒人がこの務めに資格があったことに関する立証を、単なる一般的主張（mere generalities）によって争うことはできない。このような被告人による証言の提示にもかかわらず、彼らの義務の遂行に関する役人による単に一般的な主張が黒人の陪審の務めからの完全排除に対する相当な正当化理由として受け入れられるべきであるというのであれば、憲法上の規定——彼らの保護にとくに言及して採用された——は、単に無益で幻の要件（a vain and illusory requirement）となるであろう。陪審選定委員会の一般的な態度は彼の証言から引用した次の引用文によって示されている。すなわち、“モーガン郡で21歳以上65歳以下の黒人で、一般的に正直で知性があり、その高潔性、善良な性格と健全な判断力のためにコミュニティにおいて尊敬され、常習的な大酒飲みでなく、陪審員の義務を果たすのに不適当とされる長年の病気ないし肉体的虚弱質でなく英語を読むことができ、破廉恥とされる犯罪で有罪とされたことのなかった黒人を知りません。”被告人側証人によってなされた証言に照らし、モーガン郡における黒人の資格欠如に関するこのような十把ひとからげ（sweeping）な性格付けを受け入れることはできないと認める。それは余りにも十把ひとからげであり、多くの資格ある黒人に関する証言と余りにも矛盾しているので、それは委員の意図された効果を破壊（無効に）する。

当裁判所は50年前に言い渡した判決において、長年にわたる黒人の陪審からの画一的排除は大陪審および小陪審の選定を任務とする公務員の判断が公正に行われた効果があるとして地方裁判所が黒人は知性、経験、または道徳的高

潔性に欠けており、陪審員として座る資格は完全にはないと認めた (indulged) のは、“暴力的推定 (violent presumption) であったと指摘した。(Id. at 597-598.)

このような現在での推定はモーガン郡での黒人の排除に関しても同様に暴力的であろう。そして、われわれの面前にある記録に含まれている証拠によれば、黒人の継続的かつ全面的な陪審からの排除は陪審として必要とされる要件を一切満たしていないという結論に反対することはできない。(Id. at 599.)

われわれは、すでに論じた連邦問題のみに関心がある。そして適切に主張された連邦上の権利の否定に照らし、原判決は破棄され、本件はこの意見と矛盾しないさらなる手続のために差し戻されなければならない。

3 パタソン判決 (1935年4月1日)

本判決 (Patterson v. Alabama, 294 U.S. 600) は、ノリス判決と同じ日に言い渡されたもので、やや論点は異なるが、スコッツボロ少年事件関連の最後の合衆国最高裁判決として重要である。

【事実】 H.パタソンは、C.ノリスおよび他の7人の黒人少年とともにアラバマ州ジャクソン郡で一緒に正式起訴された。有罪判決は州最高裁判決によって維持された。この判決はノリスその他の事件での判決と同様に当裁判所のパウエル判決によって破棄された。差し戻し後に各事案はすべてモーガン郡の裁判所に移送された。パタソンは、これらの再審理された事案の最初だった。陪審は彼に不利な評決を下し、公判裁判官は、証拠の重みに反するとしてこれを破棄した。そこで彼は1933年11月、他の裁判官の下で3度目の公判に付され、再び有罪とされた。この判決は州の最高裁によって維持された。当裁判所は上告受理の申立てを容れた。

この最後の (3度目の) 公判の最初に、従前の公判におけると同じく、本件正式起訴をしたジャクソン郡における陪審からの黒人の排除を理由として正式起訴を無効とする申立てがパタソンのためになされた。被告人はまた、モーガ

ン郡での陪審の任務からの黒人の排除を理由に同郡での公判の陪審員呼出命令の無効を申し立てた。

これらの各申立てにおいて、被告人は、連邦憲法に違反して、彼らの人種または肌の色の理由によるだけで古くからの継続的、組織的かつ恣意的な資格ある黒人の陪審からの排除があったと主張した、これらの申立てはパタソンの第3回目の公判に続くノリスの公判でなされた申立てと同一だった。これらの申立てを却下した公判裁判官の意見も両事件において同一だった。この点に関して、パタソンのために提示されることが求められている連邦問題は、ノリス事案でわれわれが検討し決定したのと同一だった。しかし州側は本件において、当裁判所には裁判管轄権がないと主張する。州裁判所の判断は州の上訴手続の問題に依拠しており、連邦問題は含まれていないというのである。被告人側弁護士は、この見解に反対しているので、非連邦問題に依拠している州裁判所の判断は維持するのが相当であるかどうかを判断するために本件記録を検討することがわれわれにとって必要となる。(Id. at 601-602.)

【判示】 (1) 問題は、期日内に異議申立趣意書 (bill of exceptions) が提示されなかったことを理由に被告人の異議申立趣意書を排除 (striking) する際の州最高裁の行動から生じた。州最高裁は、異議趣意書によってのみ判断できるすべての問題を無視し、原判決を維持した。同最高裁は、連邦問題を議論しなかったのである。

アラバマ州法典の下では、異議趣意書は“判決言渡しの日から90日以内に”または新公判の申立ての認容または拒絶後90日以内に提示されなければならない。同法典の他の条文は“判決が言い渡された日から30日経過すると、判決を破棄する申立て……がなされていない限り……裁判所はそれに関するすべての権限を失う”と規定する。陪審は1933年12月1日にパタソンに不利な評決を下し、裁判所は告発どおり彼を有罪とした。彼は1933年12月6日、死刑を宣告された。異議趣意書は1934年3月5日に提出された。

12月1日の陪審の評決を受けて被告人の弁護人は、相当な申立ての準備をするには証言の写し（a transcript）が必要であると述べて公判の申立てをするのに認められている30日以上の間期の延長を求めた。被告人の弁護人は新公判の申立てをする30日間の余裕があるので、そのような申立て後に証言の写しに基づいた修正された申立てをするために“追加的な30日の期間”を申請する旨公判裁判官に述べたが、この申請は否認された。新公判の申立ては1933年12月29日に行われ、申立書のコピーは異議なく州法務長官（the Attorney General）によって受理されたことは明らかである。被告人の弁護人の要請に基づき、この申立ては公判裁判官によって1934年2月24日まで続けられた。州法務長官は、被告人が審理された裁判所の開廷期限の終了（expiration of the term of the court）後に提出されたのであり、州裁判所には管轄権がないことを理由に申立ての排除（strike）を求めた。申立期限は1933年12月23日に終了していたことは明らかだった。公判裁判所はこの排除の申立てを容れ、州最高裁はこれを維持した。

州裁判所はこの決定は先例と一致していると指摘し、われわれの先例を引用した。しかし、新公判の申立ての排除（拒否）は異議趣意書の問題を処理（解決）したものではない。それが判決後90日以内に提出されたのであれば、まだ間に合った（in time）であろうし、その日が被告人が判決を言い渡された1933年12月6日であれば間に合った。しかし、判決が1933年12月1日に言い渡されたのであれば、それは遅すぎた。州最高裁は後者の見解をとり、異議の趣意書を提出する期日（time）は判決言渡しの日からではなく、有罪判決の日から進行すると判示した。同裁判所は、このルールが確立された1915年の判決を引用した。そしてこのアラバマ州で古くから確立している時期の起算点に関する見解によれば、州裁判所は全く疑問の余地なく自由に、何ら連邦上の権利を侵害することなしに、異議趣意書は定められた90日以内に提示されなかったと判示できるというのである。

(2) しかしながら、さらなる問題が残さ

れている。異議趣意書が期限内に提出されなかったということだけで州の控訴審から裁判権を剥奪できるかは明らかでないからである。それとは反対に、アラバマ州法は明示に、裁判所がそれ自身の職権（its own motion）に基づいて期限内に提出されなかったことを理由に異議趣意書を排除する権限を否定しており、当事者の申立てに基づいてのみそのような行動ができると定めている。制定法は当事者に異議申立ての放棄を認めているのである。（*Id.* at 604-60.）

われわれは、上訴手続に関する州裁判所のかかる決定を尊重しなければならないが、本件での例外的な特色（exceptional features）を無視できない。連邦憲法の下での重要な問題に関わりがあり、かかる観点からすると、本件はそれだけで有効ではなかった（the case did not stand alone）ことになる。州裁判所が指摘するように、“この問題は同一の正式起訴状の下での有罪判決に対するノリス判決の上訴と一緒に検討”され、共通の正式起訴状の有効性が憲法に反する人種差別を理由に両被告人のための申立てによって争われたのである。被告人パタソンの事案は別個の上訴でかつ別個の記録に基づいて審理されたというのは事実であるが、被告人ノリスの事案における裁判所の面前での記録からすると、無効の申立ての根拠となった証拠はパタソンの事案で提出された証拠と同じ証拠であった。異議趣意書は両事件において同じ日の1934年3月5日に提出された。州法務長官が1934年2月24日に新公判の申立てを却下したとき、彼は明示に1933年12月6日に下された判決に言及した、同じ日に正式な量刑が言い渡されたのであり、しかもこの言及は法務長官自身によるものであるから、被告人の弁護人をミスリードしたかもしれない。この言及が正しかったのであれば、異議趣意書は期限内になされていたことになろう。州法務長官は1934年3月25日まで彼の申立てをしなかった。従前の州判決がこのような異常な出来事に関わる状況を取り扱ったことがあるかはわれわれには分からない（We are not advised.）。

この2つの事案における判決は同じ日に言い

渡された。州裁判所はノリスに対しては憲法問題を判断した、そしてかかる結論を明らかに留意しつつ（manifestly with that conclusion in mind）、パタソンの事案にアプローチし、彼の異議趣意書を排除したのである。裁判所はすでに判断した憲法問題と同一の方法で本件を取り扱ったであろうことには確信がない。州裁判所が、ノリスに対する判決の破棄および同一の権利を主張したパタソンの争点類似事件での死刑判決の維持によって生じたであろう異常かつ重大な状況に直面し、両事件の関係を考慮し、このような憲法上の権利に関する（ノリス判決での）判断の存在の下に、意義趣意書を維持し、またはその他の相当な救済策を提供するのに自ら無力であると考えたことには納得できない。その決定がなされた当時には予期されなかった重大な状況下に、とりわけ手続上の問題において、裁判所の決定を適用するのは常に危険である。現在展開された状況に照らし、少なくとも州裁判所にその権限を吟味する機会が与えられるべきであり、かかる機会を失わせるべきではない。

われわれはこれまでも度々、われわれの上訴管轄権の行使の際に、再吟味の対象である判決での誤りを正す権限だけでなく、正義が要求するそのような事案の措置する権限がわれわれにあると判示してきた。そして正義は何を要求しているかの判断に際し、当裁判所は、事実におけると法律におけるとを問わず、原判決以降に引き続いて行われたいかなる変化をもを検討すべきである。原判決を破棄し、本件事案を差し戻すことによって、結論に影響を与える変化を是認できる。このようにすることは、言葉の正確な意味で、州裁判所の非連邦問題に関する判断を再吟味（review）することではない。それは単に、この本判決以降に生じ本件事案の適切な処理にかかわる問題に適切に対処するにすぎない。かかる原理を適用して、原判決を破棄し、さらなる審理を尽くさせるために本件を州裁判所に差し戻す。（*Id.* at 606-607.）

V むすびとして

以上、スコッツボロ少年事件を「事実無根」の冤罪事件とする見解につき、主として『最後の被告人』の要旨を紹介した後、アラバマ州最高裁4判決および合衆国最高裁3判決を判決文に即して検討しつつ、あわせてその問題点を明らかにしてきた。被告人9人の動向を関連判例に従って簡単に整理した上で、あらためて冤罪説の問題点を指摘し、さしあたりのむすびとした。

1 関連判例のまとめ

貨物列車に乗っていた黒人少年9人——パウエル（15）、モンゴメリー（18）、ロバソン（14）、ウィリアムズ（13）、A・ライト（19）、ウィームズ（18）、ノリス（18）、パタソン（19）、およびR・ライト（13）——が1931年3月25日、アラバマ州ペイント・ロックで身柄を拘束され、最寄のスコッツボロの留置場へ連行された。翌26日、2人の白人女性——ヴィクトーリア・プライスとルビー・ベイツ——を強姦したとして9人全員が告発されたが、公判は一括審理ではなく4つに分けて行われた。ウィームズとノリスの2人が最初に審理され、次にパタソンが、それからパウエル、モンゴメリー、ロバソン、ウィリアムズおよびA・ライトの5人が審理され、この8人は全員有罪と認定された。最後に審理されたもう1人の被告人R・ライト——A・ライトの弟——は有罪とされなかった。有罪とされた被告人8人はアラバマ州最高裁に控訴したが、同最高裁は1932年3月24日に言い渡した3判決でウィームズ以外の7人についてはすべて有罪判決を維持した。

これに対し、合衆国最高裁は、7人全員の上告受理の申立てを容れ3判決を一括審理した同年11月7日のパウエル判決において、合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス条項違反を理由に、原判決を破棄差し戻した。州最高裁は1934年6月28日のノリス判決において、新たに主張された大陪審および小陪審からの黒人排除を理由とする合衆国憲法第14修正の法の平等保護違

反を認めず、ノリスを再び有罪とした州の公判裁判所の判決を維持した。なお、この間の1933年3月、ニューヨークの著名な弁護士サミュエル・S・レイボウィッツが被告人らの弁護を引き受けた。

合衆国最高裁は、再び被告人の上告受理の申立てを容れて審理した1935年4月1日のノリス判決（およびパタソン判決）において、大陪審および小陪審で黒人が完全に排除された上での有罪判決は合衆国憲法第14修正の定める法の平等保護条項に違反するとして、ノリスおよびパタソンに対する有罪判決を維持した州最高裁判決を破棄差し戻した。その後、『最後の被告人』によると、初めて1人の黒人が参加した特別大陪審は被告人全員をあらためて強姦罪で正式起訴し、その後小陪審は再び被告人全員を有罪と認定した。もっとも、ロバソンらに対する公訴はすべて取り下げられたが、ノリスは有罪で電気椅子による死刑、A・ライトは99年、ウィームズは75年の刑が言い渡され、パタソンに対しては、強姦の公訴は取り下げられたものの、保安官襲撃の罪で20年の刑が言い渡された。アラバマ州知事は1938年7月5日、ノリスに対する死刑を無期懲役に減刑し、ウィームズ、A・ライトらは相次いで仮釈放されたが、ノリスについては1976年10月25日になってようやく無条件赦免が認められた。

2 問題点の検討

以上のような事実関係を踏まえた上で、スコッツボロ少年事件の問題点を簡単に検討しよう。

まず、有蓋（ボックス・カー）と無蓋（ゴンドラ・カー）の長い42両（60両?）編成の貨物列車内でいずれも無賃乗車の黒人少年と白人少年との間で乱闘があり、白人が1人（G）を除き全員、走行中の列車から排除されたことに争いはない。そして黒人の被告人全員が（臨時）停車したペイント・ロック駅からスコッツボロに連行されたことにもほぼ争いはない。争われたのは、白人排除後の貨物列車内での強姦行為の有無であり、この点に関しては被害者女性お

よび列車内に1人取り残された白人少年（G）の証言が決め手となるだけに、とりわけ1932年のパウエル州最高裁判決ではこの点が争われた。そして州側証人として証人台に立った被害者とされるヴィクトーリア・プライスの信用性を弾劾するために弁護側が反対尋問で彼女の過去の行状等を繰り返し問題にしようとしたが、いずれも関連性なしとする州側の異議申立てが認められたため、陪審員の面前でそのことを明かにすることはできなかった。他方、被告人らはいずれも無罪を主張しつつ、その詳細は必ずしも明らかでないが、他の少年たちは——少なくともその何人かは——2女性に対する強姦行為をした、そしてそのことを現に目撃したと証言していた。もっとも、被告人らは早くも逮捕の翌日に起訴され、わずか1日の裁判で死刑判決を言い渡されたのであり、合衆国最高裁は1932年11月のパウエル判決において、この点に問題を絞った上で、被告人らは手続の最も重要な時期に効果的な弁護人の援助を受けておらず第14修正のデュー・プロセス条項に違反するとした。そして1935年4月のノリス判決（およびパウエル判決）では、黒人の陪審員からの全面的排除の下での被告人らの有罪判決は第14修正の法の平等保護条項に違反するとした。

このように合衆国最高裁はパウエル、ノリス両判決において、合衆国憲法第14修正の明記するデュー・プロセス違反および法の平等保護違反を理由にアラバマ州最高裁判決を破棄差し戻したが、被告人らはその後あらためて州裁判所において審理され、再び強姦罪で有罪とされたのである。

スコッツボロ少年事件で最も注目されるのは、被害者女性の証言の信用性もさることながら、被告人（パタソン）は白人との乱闘に参加したにとどまり女性への強姦には参加しなかったとの被告人側の何人かの証言につき、「この証言は白人少年を列車から追い出した者たちとの間のコンスピラシー、および控訴人（被告人パタソン）が当該犯罪の遂行に現場幫助をしたことを立証するのに役立っている」、そして「州側は、被告人による暴行の証拠および被告

人らが相互に犯罪の遂行を共同して現場幫助をしたことを立証するに役立つ証拠を提出した。このような状況下で他の少年は強姦行為に参加したが自分はしなかったという被告人(ノリス)の保安官への供述は許容されたのであり、この点に誤りは認められない」との州最高裁の判決である。要するに、仮に被告人らがヴィクトーリア・プライスに対する強姦行為に参加していなかったとしても、コンスピラシーないし現場幫助の証拠は十分であるため、被告人らの有罪は免れないというのである。

このようにスコッツボロ少年事件での事実問題として徹底的に争われたのは、性犯罪での被害者女性の証言および犯行に関与したとされる共犯者ないし共謀者の供述の信用性であった。わが国でも同様の問題があるが、たとえ自らは直接そのことに関与していなかったとしても、英米法に特有の未完成犯罪であるコンスピラシー⁷⁾の関与者としての責任を問う現場幫助の理論が本件での問題の背景にあることは押さえておく必要があろう。

残念ながら本稿執筆の段階で、1935年4月のノリス(およびパタソン)判決後にあらためてノリスを有罪と認定した州最高裁判決の原文を入手することができず、さらに「1966年にたって、判事ホートン (James Edwin Horton)」が暴露したという「9人が無実であったことを証明する秘密情報」についても同様であり、その意味では本稿の検証は十全でないことは認めざるを得ない。もっとも、本稿の目的は、冤罪事件であるとの全く思いがけない指摘に接してパウエル(スコッツボロ少年事件)判決の問題点をいささかなりとも解明することであり、アラバマ州最高裁4判決および合衆国最高裁3判決をはじめ精読したことは少なくとも筆者にとっては大いに有益であった。そしてパウエル判決の背景を十分に把握しないまま表面的な紹介に終始してきたことに内心忸怩たる思いがしたのである。

むしろ真相は藪の中にあり、あらためて藪の中をつつく気は毛頭ないが、少なくとも管見した限り、例えば、先に掲げたスコッツボロ少年

とレイボウィッツ弁護人の写真にあわせて明記されているように、1932年のパウエル判決は合衆国憲法第14修正によって保障されているデュー・プロセスの具体例としての効果的な弁護人を依頼する権利に関する画期的判例とされており、このこと自体にほぼ異論はないように思われる。

- 1) 合衆国憲法はフィラデルフィアでの憲法制定会議の討議等を経て1788年6月、所定の9州の承認を得て制定施行され、翌1789年4月、ジョージ・ワシントンが初代大統領に就任し、合衆国政府が発足した。右憲法制定時にいわゆる権利の章典規定を明示するかにつき争いがあり、第1修正ないし第10修正の諸規定は1791年に憲法修正として付加（The Articles in Addition to, and Amendment of, the Constitution）されることになった。これが当初のいわゆる憲法修正条項10箇条（論者により最初の8箇条）であり、権利の章典（Bill of Rights）と呼ばれているものである。その後、市民（南北）戦争を契機として、1865年から1870年にかけて第13修正ないし第15修正の市民戦争修正条項（Civil War Amendments）が成立する。1868年成立の第14修正は「いかなる州も、法の適正な手続によらなければ（without due process of law）、人の生命、自由または財産を奪うことはできない。またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護（the equal protection of the laws）を拒んではならない」と定める。この第14修正のいわゆるデュー・プロセス条項および平等条項は、第13修正の奴隷制度廃止および第15修正の黒人への選挙権の保障とともに、アメリカでの人権保障の促進に重要な役割を果たすことになる。
- 2) Comment（Martin Bahl）, *The Sixth Amendment as Constitutional Theory : Does Originalism Require that Massiah be Abandoned?*, 82 J.Crim.& Criminology 424, at 425-426（1991）. 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ』（成文堂、2006年）4-5頁参照。
- 3) 例えば、日本でのパウエル判決（Powell v. Alabama, 287 U.S. 45）の解説として、山川洋一郎「弁護人の援助を受ける権利（1）」英米判例百選 [第3版]（別冊ジュリスト139号）108頁。
- 4) 西野喜一「陪審審理の諸問題（二）」判例時報1716号12、14頁。なお、小早川義則「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向（4）」名城法学51巻3号36頁以下、同107頁（2002年）。
- 5) **Scottsboro Case [米] スコッツボロ事件** 「1931年4月、アラバマ州スコッツボロで10代の黒人少年9人が2人の白人女性に暴行を加えたとして、9人中8人が死刑、1人が無期懲役の刑を宣告された事件。1931年に第1回、32年に第2回、34年に第3回の裁判が行なわれた。この事件は全国的、また国際的な関心を集め、米国共産党も9人の少年達の釈放の努力を重ねた。1937年に妥協案がつくられ、38年に9人中4人が釈放され5人に懲役20年から終身刑の判決が下された。1943年から50年までに5人中4人が恩赦をうけ、1人が逃亡した。1966年にいたって、判事ホートン（James Edwin Horton）は9人が無実であったことを証明する秘密情報を暴露した。人種的偏見にもとづく冤罪事件の顕著な例である。」
- 6) 守川正道「アメリカにおける暗黒裁判——その② スコッツボロ事件」部落解放（1977年2月）122頁。なお、本書は出典が一切明示されていないが、スコッツボロ「事件の発端」として次のような記述があり、参考になる。すなわち、「1931年3月25日の正午ごろ、42両編成の貨物列車が、小さなスティープンソンの駅に着いた。列車は車両がえをして、20分後に発車した。この列車が出て30分ぐらいたったところ、ホームの一隅にかたまっていた数人のホーボー（浮浪者）たちのなかに、頭から血を流した少年がまじっているのを、駅長がみつけた。聞いてみるとその少年は、さっき出た列車の中でケンカがあり、“一群のニグロ”が、彼とその友だちを列車からほおり出してしまったのだ、とあえぎながら答えた。驚いた駅長は、さっそく列車内を調査することにしたが、列車の次の停車駅はペイント・ロックである。それまで待つてはおれないと考えた駅長は、警察へ電話をして、スコッツボロ駅で列車を停めて調査するよう依頼した。」この依頼がどのように伝えられていったのか、郡警察のレイサム警部にたいする指令は、「列車に乗っているニグロは、かたっぱしからつかまえろ」と変化していた。勢いだった警察隊は、ものものしい警備陣をしき、いつでも発砲に備えるまでの重装備をしてかけつけた。「午後2時ちょっと前、スコッツボロ駅の手前のカーブに、列車はスピードを落として入ってきた。」このとき警官隊がバラバラとかけより、列車をとめさせた。しかし、予想とは大違いで、何の混乱もなく「逮捕」はあっけなく終わった。全列車を調査するのに、5分とかからなかったのである。「拍子抜けした警官たちの前に姿をあらわしたのは、無蓋車に乗っていた9人の黒人少年と1人の白人少年、それに、これが問題となるのだが、2人の白人女性がいたのである。」（同111-112頁）
- 7) 詳しくは、小早川義則『共謀罪とコンスピラシー』（2008年、成文堂）。

（2009年7月10日稿）

